

自治会町内会長 様

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の
結果報告及び今後の対応案について

3月市連会・区連会で標記アンケート単純集計結果（速報）を報告しましたが、その後、自由記述も踏まえた調査報告書がまとまりましたので、今後の対応案と共にご説明します。

1 アンケート結果について（選択式回答部分）

(1) 横浜市からの情報周知	上位3位 (%)
<方法>「資料+説明」が適切	
・生命・財産に関するもの(防災関係、コロナ関連情報等)	64
・自治会町内会活動に関連するもの(補助事業の案内、先進的な活動事例等)	57
・市政・区政、施策の周知を目的とするもの(市の計画案内、市民意見募集等)	44
<改善すべき点>	
・資料の分かりやすさ	52
・情報量の多さ	41
・情報内容の精査(「広報よこはま」掲載情報の区連会議題からの除外)	38
(2) 委嘱委員の推薦(委嘱委員の候補者探しが「難しい」:56%、「やや難しい」:28%)	
<難しい理由>	
・活動に充てる時間の余裕のない人や活動時間の合わない人が多かった	67
・地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった	49
・委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった	49
(3) 候補者推薦における横浜市の関わり	
<支援のうち期待する取組>	
・委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減	47
・委嘱委員の業務内容説明資料の配付	39
・地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境	26
(4) 民生委員・児童委員の推薦	
<令和4年12月一斉改選で候補者確保が特に難しかった理由>	
・民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった	46
・活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった	35
・民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった	34

裏面あり

2 アンケート結果について（自由記述式回答部分）

(1) 横浜市からの情報周知について【意見：488人】



<ICTについて：231件>

- ・個人的にはデジタル化賛成だが、自治会員には高齢者も多く、全員に周知するためには、デジタル化のみでは難しい
- ・回覧物はデータで区のホームページにアップしていただきたい
- ・情報はデジタルでいただくのが、楽で効率がよいと思う

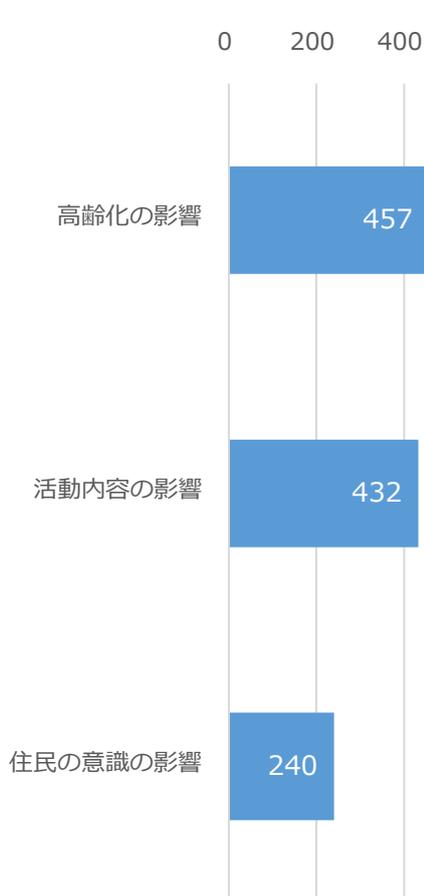
<紙媒体について：141件>

- ・横浜市からの情報は高齢者をかかえた団地(自治会)ではペーパーのお知らせが良い
- ・とにかく紙資料が多すぎる。環境問題を意識する上でもペーパーレス化を進めてほしい

<情報の内容について：88件>

- ・情報量が多く伝達必須の情報だけに限定してほしい
- ・情報量が多く、全てを会員の方々に周知することは困難

(2) 委嘱委員の候補者探しについて困難と感じる点【意見：993人】



<高齢化の影響：457件>

- ・人材ネットワークがなく、適切な人材を見つけるのが難しい
- ・候補者のなり手がいない。現在なっている人に再度頼むより方法がない
- ・委嘱委員の候補者が少ないので結果的に継続になってしまう。特定の個人の負担が増える

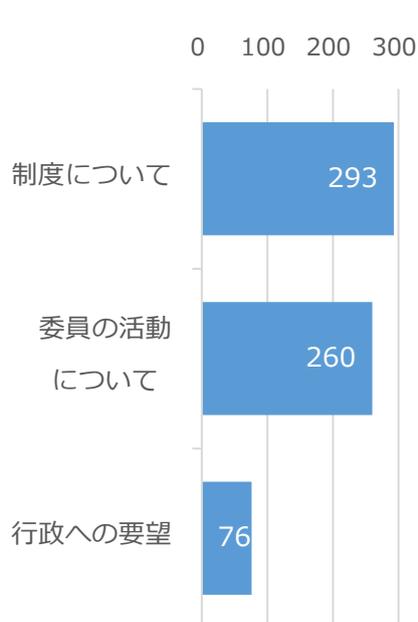
<活動内容の影響：432件>

- ・なるべく年齢の若い人をお願いするが、時間が合わない
- ・会社の退職時期が伸びたので、仕事と町内等の業務の両立が難しいと言っている人が多い
- ・推薦お願いしても、役職への責任や生活環境から辞退されてしまう

<住民の意識の影響：240件>

- ・各委嘱委員の存在意義が不明。委員がいることより町内会へのメリットが見えない
- ・委員会の活動が不明確で、そこに自治会から委員を推薦するという行為に納得性がない

(3) 民生委員・児童委員全般について【意見：647人】



＜制度について：293件＞

- ・制度の必要性及び民間への委嘱が時代に合わない
- ・制度そのものが疲労しており、仕組み全体の見直しが必要なのではないかと考える

＜委員の活動について：260件＞

- ・活動の負担や責任が大きい
- ・活動内容がよくわからないという人が多く、人選が難しい

＜行政への要望：76件＞

- ・高齢者の増加が進む中で、候補者確保が難しい場合、横浜市からの派遣制度の検討はできないものではないでしょうか。
- ・市、区内で地域に貢献出来る人材の紹介が望ましい。

3 今後の対応案

(1) 横浜市からの情報周知について

ア 市連会の議題提出基準の見直し

「資料＋説明」、「資料提供のみ」、「議題対象外」の基準案を作成し、議題数の削減軽減を図ります。

イ 市連会議題説明資料の見直し

説明資料の様式の統一など、簡潔でわかりやすい内容にします。

ウ 市連会のホームページの充実

市連会定例会の資料をホームページで掲載していきます。

エ 区連会での実施に向けた検討

上記ア～ウについて、5年度に市連会で試行実施及び効果測定を行い、6年度以降、順次区連会での検討・実施を目指します。

(2) 委嘱委員の推薦事務等

ア 自治会町内会の負担軽減に向けた取組

各所管課と調整の上、推薦事務の簡略化や活動内容の広報の充実など、改善策を検討していきます。

イ 改選時に合わせた見直し

各委嘱委員の改選時期に合わせ、各所管課による推薦手法や活動内容等の見直しを図られるよう取り組みます。

※委嘱委員：スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、明るい選挙推進委員、消費生活推進員（該当区のみ）

（※民生委員・児童委員については裏面に記載）

(3) 民生委員・児童委員の活動支援及び推薦手続き等

ア 民生委員・児童委員活動の支援強化・広報活動の充実

民生委員の活動しやすい環境づくりを進めるため、活動支援策の強化を図る（モデル区（都筑区・戸塚区・栄区）において試行実施）とともに、民生委員活動への理解を深めていただくための広報の充実に取り組みます。

イ 推薦手続きの改善

自治会・地区民児協の負担を軽減するため、令和7年12月の一斉改選に向けて推薦手続きの簡素化などの改善に取り組みます。

ウ 年齢要件にかかる意見調整

年齢要件について、市・区・地区民児協と令和7年12月の一斉改選に向けて意見調整を行っていきます。

※年齢要件について、自治会町内会長アンケートでは「見直しが必要」が74%を占めていたのに対して、地区民児協会長アンケートでは、「現状のままでよい(48%)」「見直しが必要(46%)」という結果になっています。

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉 担当 市民局地域活動推進課 川口、関、江口 電話 045-671-2317 電子メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp 〈民生委員・児童委員の推薦について〉 担当 健康福祉局地域支援課 村山 電話 045-671-4046 電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp
--

**令和4年度
自治会町内会に対する依頼の見直しに向けた
アンケート調査報告書**

**横浜市
市民局 地域活動推進課
健康福祉局 地域支援課**

目次

1. 調査の概要	P.2
調査概要	P.3
回収状況	P.4
自治会町内会/会長の状況	P.5
2. 調査結果	P.6
横浜市からの情報周知等	P.7
自治会町内会のデジタル化の状況	P.10
委嘱委員の推薦事務	P.16
令和4年一斉改選の民生委員・児童委員の推薦事務	P.20

調査の概要

調査概要

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

1) 調査方法

- ・ アンケート方式による定量調査
- ・ 郵送によりアンケート票を配付／回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答

2) 調査の対象

- ・ 横浜市内すべての単位自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

3) 回収率（数）

- ・ 有効回答標本数 1,738票 有効回答標本回収率 61%
- ・ 郵送による回答 1,132票
- ・ 電子申請による回答 606票

4) 実施期間

- ・ 令和4年11月11日～令和5年1月31日

5) 調査実施主体

- ・ 横浜市市民局 地域活動推進課
- ・ 横浜市健康福祉局 地域支援課

6) 集計・分析・報告書の作成

- ・ 株式会社クリエイティブ・リンク

【表記について】

本報告書では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は小数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とまらない箇所がある。

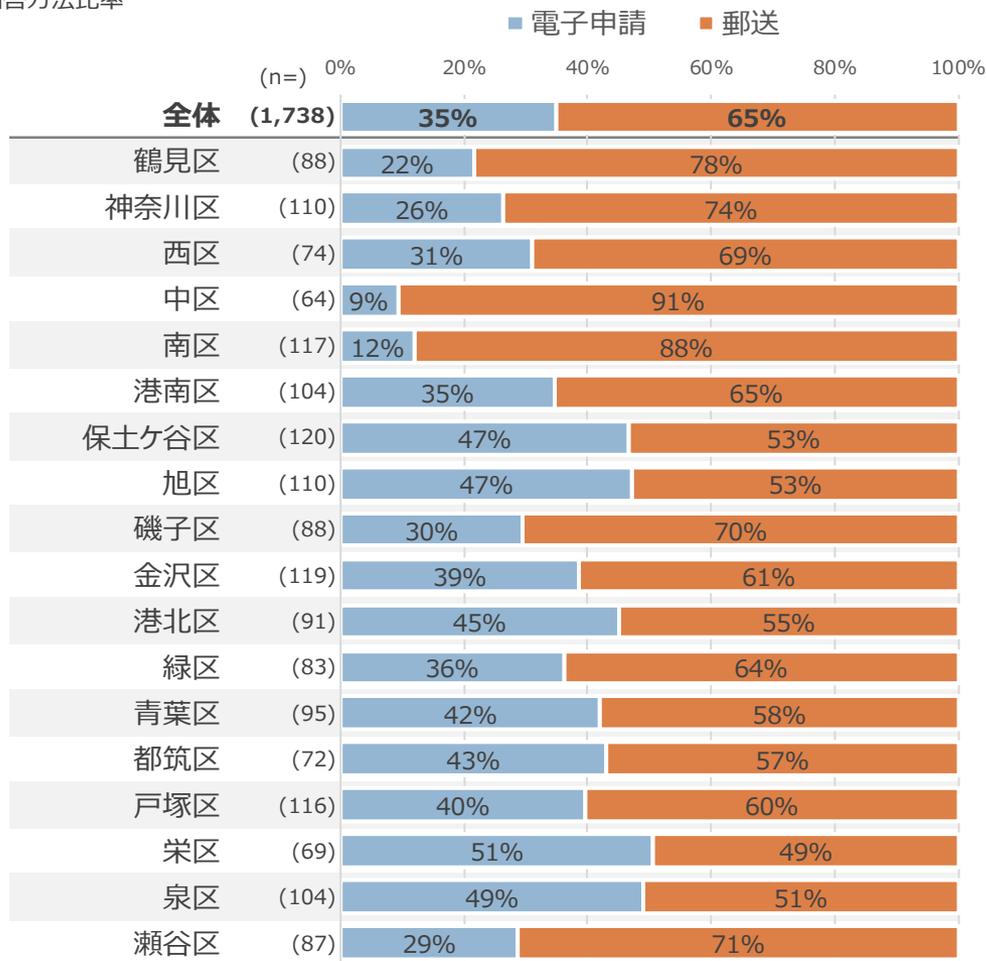
回収状況

- 区別の発送数と回収数、回収方法の比率は以下の通り。

発送数／回収数

	発送数	回収数	回収率
全体	2,849	1,738	61.0%
鶴見区	126	88	69.8%
神奈川区	176	110	62.5%
西区	99	74	74.7%
中区	131	64	48.9%
南区	205	117	57.1%
港南区	169	104	61.5%
保土ヶ谷区	196	120	61.2%
旭区	236	110	46.6%
磯子区	167	88	52.7%
金沢区	170	119	70.0%
港北区	151	91	60.3%
緑区	122	83	68.0%
青葉区	162	95	58.6%
都筑区	123	72	58.5%
戸塚区	221	116	52.5%
栄区	88	69	78.4%
泉区	153	104	68.0%
瀬谷区	154	87	56.5%

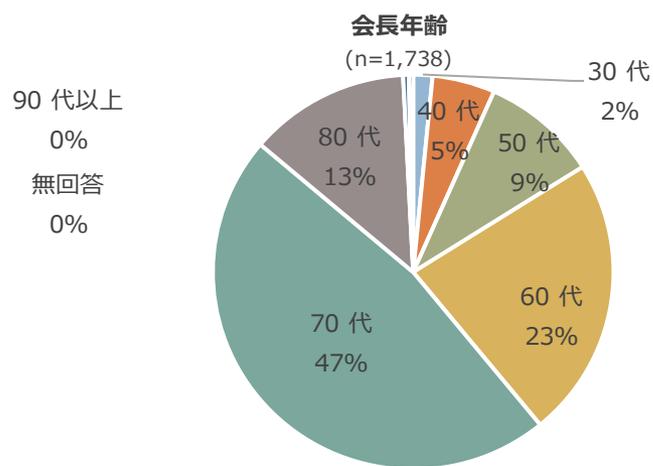
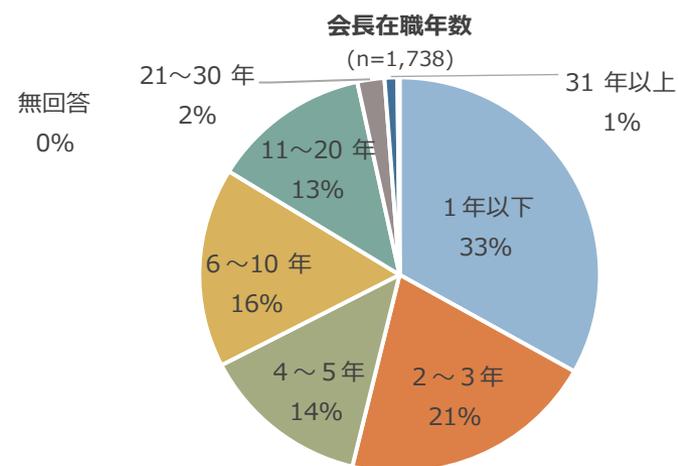
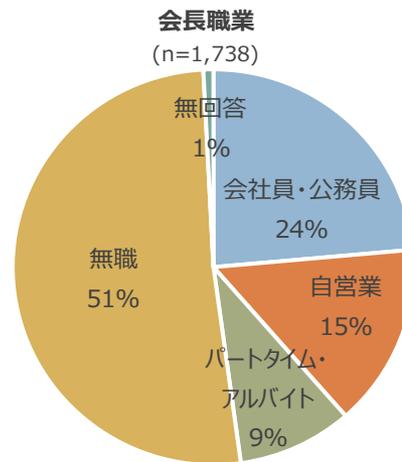
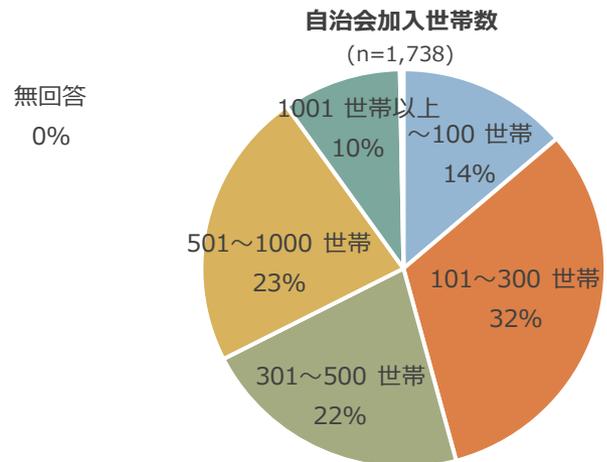
回答方法比率



自治会町内会／会長の状況

- 自治会加入世帯数は101～300世帯が全体の1/3を占める。
- 会長は約半数が無職。また、会長の年齢は、70代以上が6割を占めている。
- 在職年数は1/3が1年以下である一方で11年以上在職している人も16%存在する。

Q1 自治会町内会／会長の状況



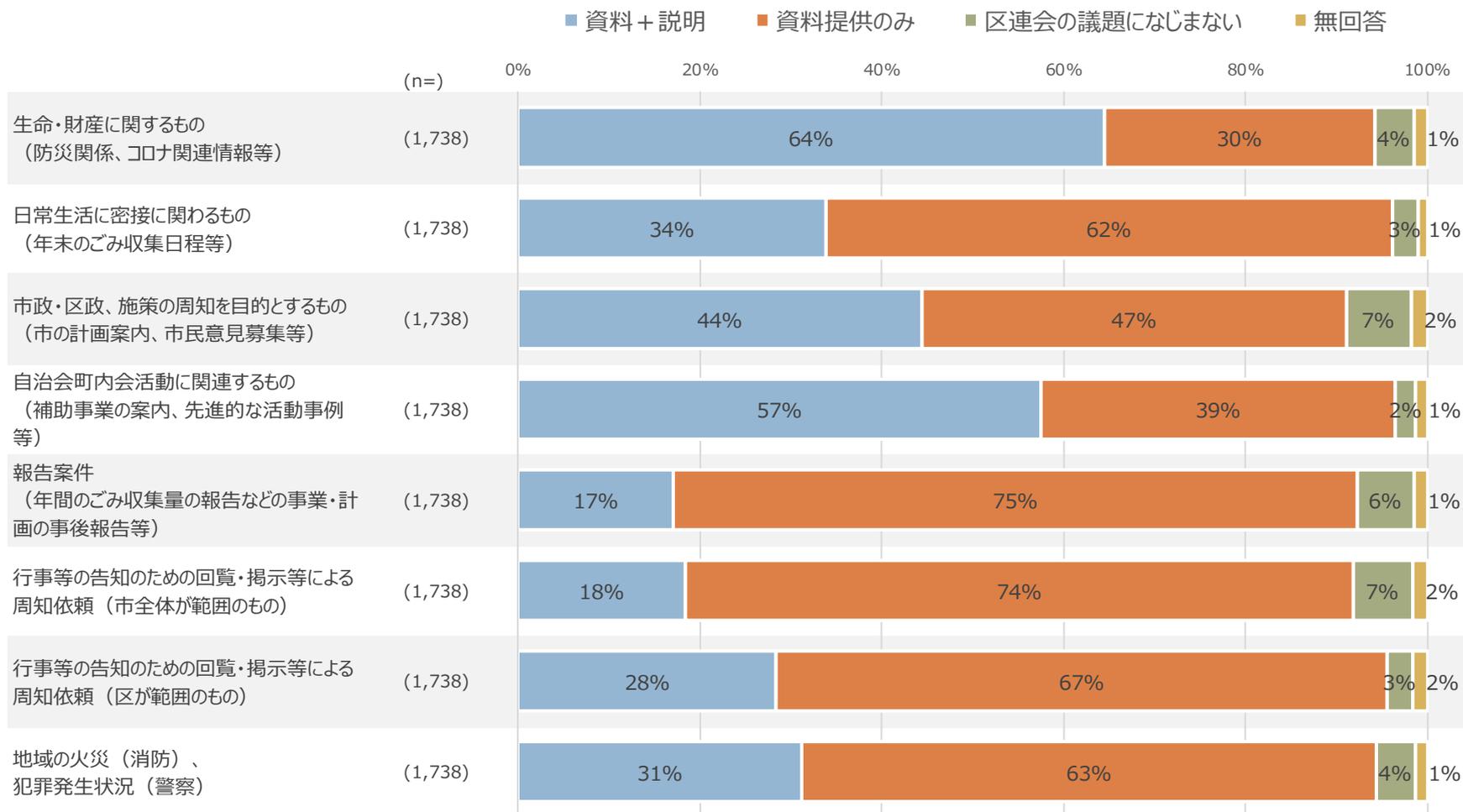
調查結果概要

横浜市からの情報周知等

区連会を通した横浜市からの情報の適切な周知方法

- 区連会を通した横浜市からの情報周知等について、「資料+説明」の両方が適切だと感じる情報の種別としては、「生命・財産に関するもの」が最も高く64%で、「自治会町内会活動に関連するもの」が57%でそれに続く。
- 「報告案件」や「行事等の告知のための回覧・掲示等による周知依頼」は、全体の約3/4が「資料提供のみ」が適切だと考えている。

Q2_1 区連会を通した横浜市からの情報の適切な周知方法



区連会資料の電子データ活用／効果的な受取り方法／行政が改善すべき点

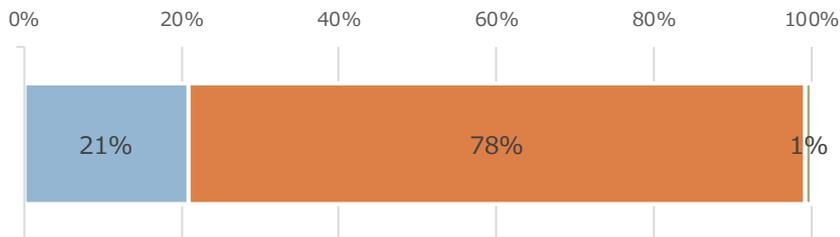
- 区連会資料の電子データでの活用については、78%が活用していない状況。
- 今後の区連会情報の受け渡し方法として効果的なものは「毎月の資料送付を活用（すべて紙媒体で送付）」が37%で最も高く、「紙媒体と電子データの併用」が30%でそれに続く。
- 「紙媒体と電子データの併用」「基本的にはデータでいい」「紙媒体は不要」を合わせると6割がデータ活用を希望している。
- 情報を周知する上で行政が改善すべき点としては「資料のわかりやすさ」が52%で半数を超え、最も高い。

Q2_2/2_3/2_4 区連会資料の電子データ活用／効果的な受取り方法／行政が改善すべき点（複数回答）

Q2_2 区連会資料の電子データ活用

(n=1,738)

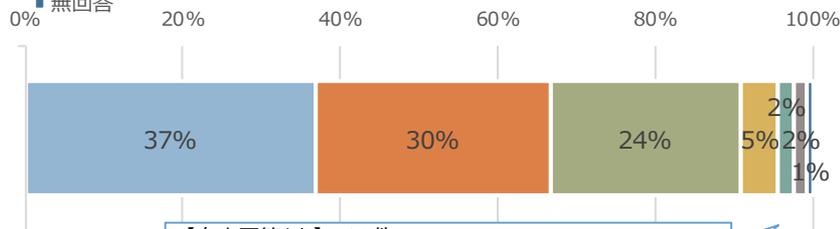
■ 活用している ■ 活用していない ■ 無回答



Q2_3 効果的な受取り方法

(n=1,738)

- 区連会後の毎月の資料送付を活用（すべて紙媒体で送付）
- 紙媒体と電子データの併用
- 基本的には電子データでいいが、横浜市から依頼する回覧資料、掲示資料は必要数ほしい
- 区連会等のホームページから資料データを手に入れるようにしてほしい（紙媒体は不要）
- 区連会の情報は不要
- その他
- 無回答



【自由回答あり】：29件

【主な回答】

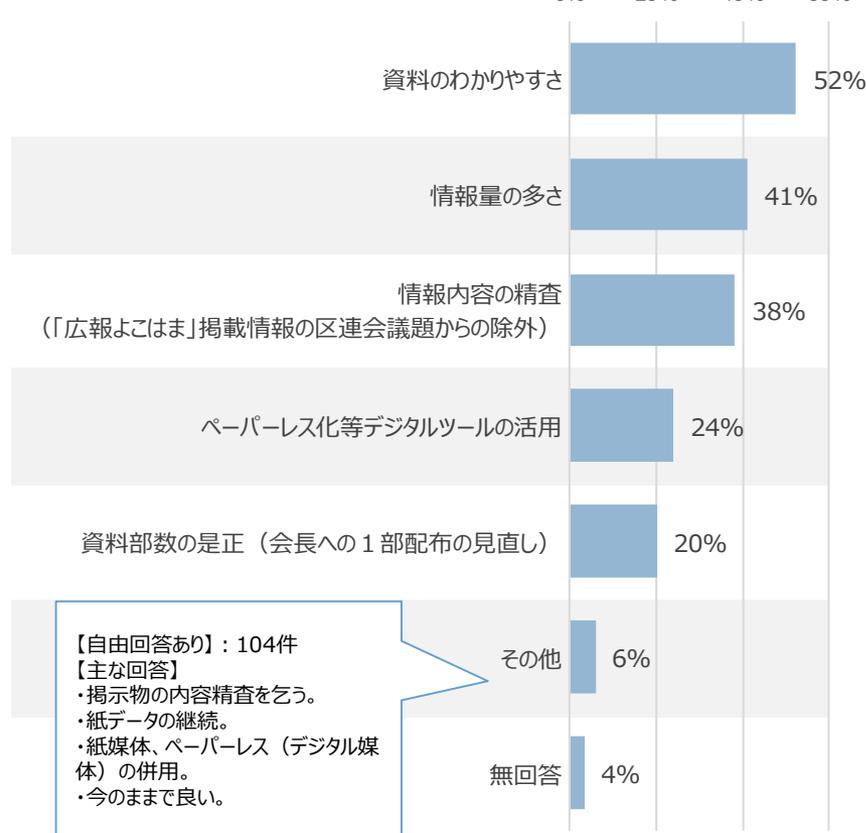
- ・市政だより、区政だよりに掲載して頂ければ良い。
- ・紙媒体で回覧資料、掲示資料は必要数ほしい。

降順ソート

Q2_4 行政が改善すべき点（複数回答）

(n=1,738)

0% 20% 40% 60%



【自由回答あり】：104件

【主な回答】

- ・掲示物の内容精査を乞う。
- ・紙データの継続。
- ・紙媒体、ペーパーレス（デジタル媒体）の併用。
- ・今のままで良い。

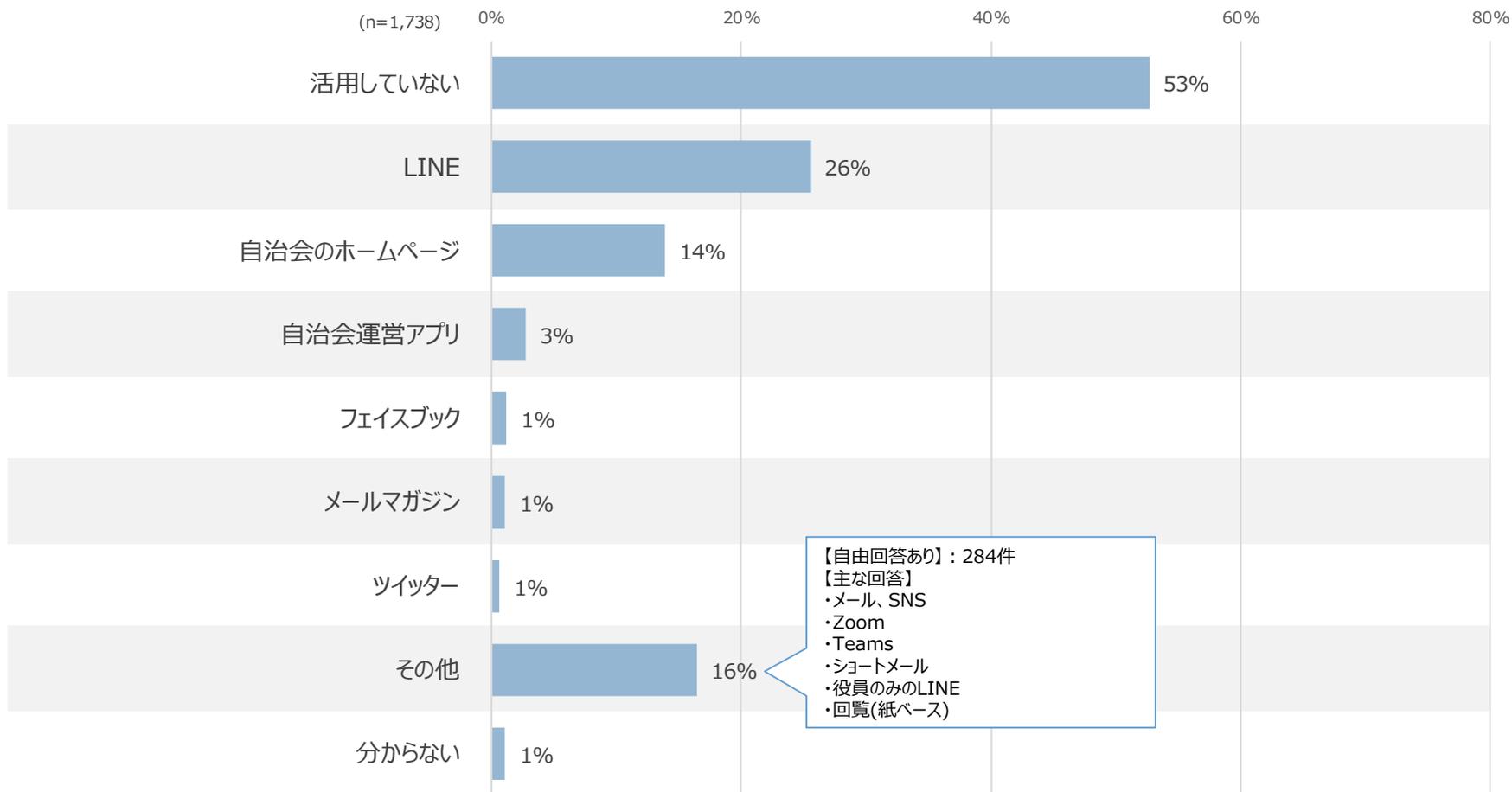
降順ソート

自治会町内会のデジタル化の状況

デジタルツールを活用した会員への情報周知方法

- 会員へ情報を周知するためにデジタルツールを「活用していない」と回答した方が全体の過半数を占めており、デジタルでの情報周知はまだ主流の方法とはなり得ていない。活用しているデジタルツールとしては、LINEが26%で最も高く、自治会のホームページが14%でそれに続く。

Q3_1 デジタルツールを活用した会員への情報周知方法（複数回答）



降順ソート

デジタルツールの具体的な活用事例

- デジタルツールの具体的な活用事例としては「行事や会議等の各種連絡や通知」が最も多く、他に「回覧板や議事録などの資料の共有」や「イベントの案内・申し込み」が多くあげられた。

Q3_2_デジタルツールの具体的な活用事例

	(件)	(%)
行事や会議等の各種連絡・通知	233	44%
回覧板や議事録などの資料の共有	109	21%
イベントの案内・申し込み	88	17%
回覧をHPにも掲載するなど紙情報と併用	44	8%
定例会等の資料の送信・掲載	26	5%
ZoomやLINEを利用したりリモート会議	25	5%
イベント結果の報告	22	4%
緊急情報の通知	16	3%
掲示物の掲載	15	3%
活動内容の案内・報告	15	3%
意見交換	10	2%
施設予約	9	2%
出欠確認	8	2%
相談・問い合わせ	8	2%
各種申請	5	1%
アンケートの実施	2	0%
会計情報の開示	2	0%
消火器等自治会設備の設置状況	1	0%
その他	10	2%
活用していない・準備中	103	19%
合計	529	100%

Q3_2_デジタルツールの具体的な活用事例（自由記述、抜粋）

<行事や会議等の各種連絡・通知>

- ・ コロナ禍での会議開催延期又は、中止の連絡とか会議議題の周知など。
- ・ 会員への案内は、まだ「回覧版」を基本としているが、同時に町内会ホームページにも載せている。
- ・ 各種イベントの開催案内(チラシ)や中止をホームページに掲載し周知している。
- ・ 子供会の回覧に関しては、ラインで流せるように許可している。

<回覧板や議事録などの資料の共有>

- ・ 回覧、イベントチラシ、実施したイベントの報告等をホームページに掲載している。
- ・ 回覧はすべてホームページに掲載している。
- ・ 月々の町会会議の資料をLINEで通知したり、活動やイベントの写真を提出している。(LINEにて)

<イベントの案内・申し込み>

- ・ イベントの参加申し込みをQRコードで読み込んでもらい、グーグルフォームで入力。参加者の管理をしている。
- ・ イベント募集をホームページ、LINEなどで通知し、イベント開催。急な中止のときホームページで案内した所93%の人が知ることになり、効果を確認した。

<回覧をHPにも掲載するなど紙情報と併用>

- ・ LINEを基本的には活用しています。但し、高齢者も多く無理な方については配付物を作成している。デジタルツール使用を嫌う(個人情報)方もいるので面倒な部分もある。

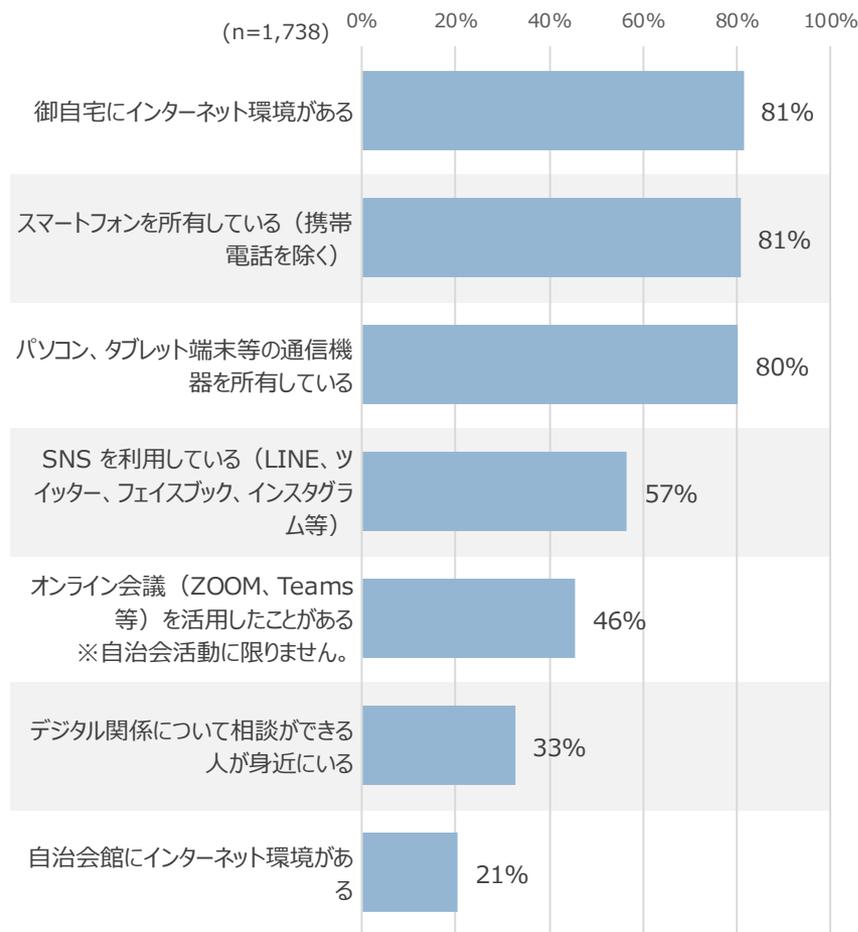
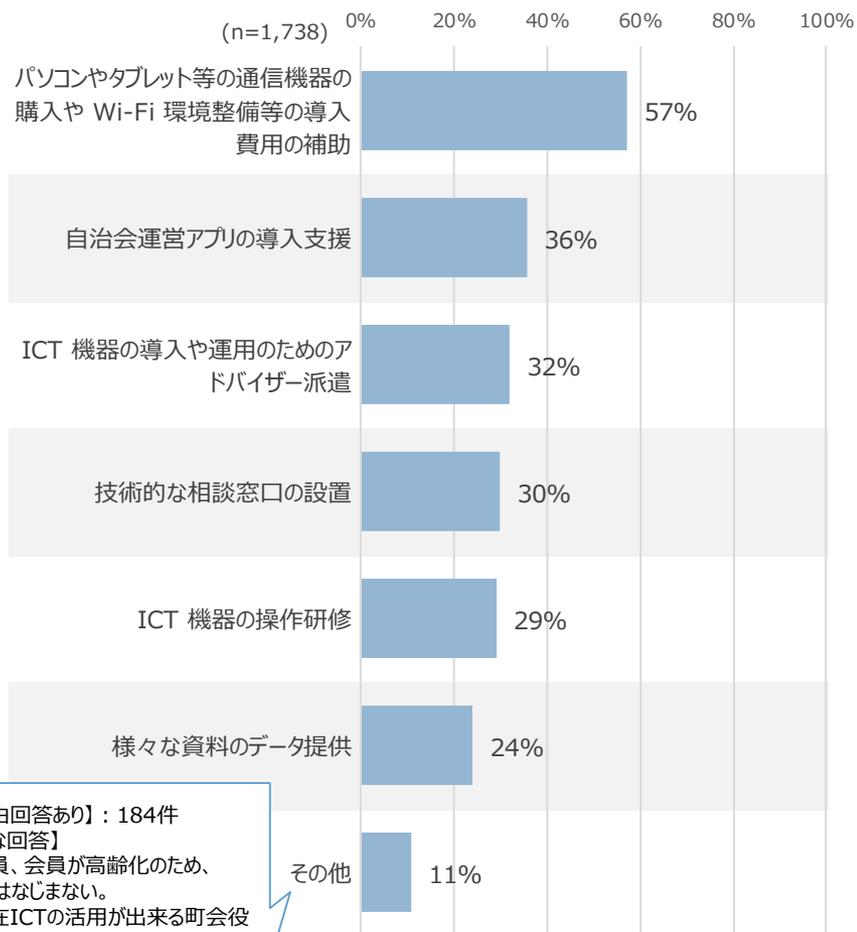
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

ICT活用のための有効な行政支援／会長自身のデジタル環境

- ICTの活用に有効な行政からの支援策としては「パソコンやタブレット等の通信機器の購入やWi-Fi環境整備等の購入費用の補助」が最も高く、57%で他を20ポイント以上上回る。
- 会長ご自身のデジタル環境としては8割以上が「自宅にインターネット環境がある」、「スマートフォンを所有している」、「パソコンやタブレットなどの通信機器を保有している」と回答。一方で、自治会館のインターネット環境整備は21%にとどまる。

Q3_3 ICT活用のための有効な行政支援（複数回答）

Q3_4 会長自身のデジタル環境（複数回答）



【自由回答あり】：184件
 【主な回答】
 ・役員、会員が高齢化のため、ICTはなじまない。
 ・現在ICTの活用が出来る町会役員はいない。
 ・特に利便性、必要性を感じない。

降順ソート

降順ソート

横浜市からの情報周知について(自由記述)

- 自由回答では、ICTに関するものが47%で最も多く、紙媒体に関するものが29%でそれに続く。
- ICTについては、「高齢者が多く、デジタルツールを使いこなせない」との声が最も多く、ICTに不慣れな方への周知洩れが懸念されている。
- 紙媒体については、特に高齢者に対して従来通り紙ベースでの配布・回覧が必要だとの認識だが、その一方で、紙の情報が多すぎるといった意見も少なくない。

Q4_横浜市からの情報周知に関して①

	(件)	(%)
ICTについて	231	47%
デジタルツールを使いこなせない	49	10%
HPの活用	43	9%
情報のデジタル化	38	8%
LINEやメール、YouTubeの活用	32	7%
ICTの活用	17	3%
情報へのアクセス方法の多様化	16	3%
Wi-Fi等の環境の整備	9	2%
デジタルツールの提供	9	2%
セキュリティの確保	5	1%
高齢者向け等のデジタルツール活用支援	5	1%
アプリの提供	4	1%
PWが面倒	3	1%
電子掲示板サービスの提供	1	0%
紙媒体について	141	29%
紙媒体の継続	48	10%
紙媒体の削減・ペーパーレス化	35	7%
掲示物の配布・回覧	21	4%
広報紙の活用	19	4%
掲示物・配布物の削減	13	3%
掲示板の活用	5	1%

Q4_横浜市からの情報周知に関するご意見(抜粋)①

<デジタルツールを使いこなせない>

- 会長がPC,スマホを持っていないし、デジタルが利用不可能。
- 個人的にはデジタル化に賛成だが、自治会員には高齢者も多く、全員に周知するためには、デジタル化のみでは難しい。
- 誰でも100%デジタル環境にはないのでなんでもかんでもデジタル化しないでほしい。
- インフラを整備しても、使う意思が希薄な高齢者過多の町内では、ネットによる情報周知には限界がある。世代交代を待つしかないと思います。

<HPの活用>

- 回覧物はデータで区のホームページにアップしていただきたいです。
- 全ての情報はホームページなどで、簡単に閲覧・データ入手を出来るようにしてほしい。

<情報のデジタル化>

- 情報はデジタルでいただくのが、楽で効率がよいと思う。
- 市の便りをデジタル化して下さって、情報が取りやすくなりました。

<紙媒体の継続>

- 横浜市からの情報は高齢者がかかえた団地(自治会)ではペーパーのお知らせがよいです。
- 町内会には高齢者も多く、紙ベースの資料はかかせません。

<紙媒体の削減・ペーパーレス化>

- とにかく、紙資料が多すぎます。環境問題を意識する上でもペーパーレス化を進めて欲しいと思います。

横浜市からの情報周知について(自由記述)

- 情報の内容については、「情報の精査」に関する意見が多い。情報の内容については情報量が多いとのご意見が多く、「伝達必須の情報だけに限定してほしい」など、本当に必要な情報だけを精査して提供することが望まれている。
- その他、「自治会の負担の軽減」についての記載も一定数あった。

Q4_横浜市からの情報周知に関して②

	(件)	(%)
情報の内容について	88	18%
情報の精査	59	12%
掲示物等の情報の見やすさ・わかりやすさ	14	3%
迅速・適切な情報提供	9	2%
パブリックコメントの募集時期が遅い、結果のフィードバックが欲しい	4	1%
掲示時期・掲示期間の明確化	1	0%
掲示と回覧の区別の明確化	1	0%
その他	175	36%
自治会の負担の軽減	42	9%
情報周知以外の要望・感想	10	2%
情報周知は難しい	8	2%
自治会非加入者への対応	5	1%
行政用語がわかりにくい	2	0%
外国語対応	2	0%
現状で問題ない	21	4%
その他	46	9%
特になし	39	8%
合計	488	100%

Q4_横浜市からの情報周知に関するご意見(抜粋)②

<p><情報の精査></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報量が多く伝達必須の情報だけに限定してほしい。 情報量が多く、全てを会員の方々に周知することは困難である。
<p><掲示物等の情報の見やすさ・わかりやすさ></p> <ul style="list-style-type: none"> 掲示物は、掲示板の大きさがさまざまあるため、A4片面で文字数を少なく読みやすくして下さい。
<p><自治会の負担の軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会に依存した情報発信を抜本的に見直す。 各種配布物、回覧物が異なる日にやってくるので 配布作業が多い。 行政からの情報周知は自治会の役割ではない。 とにかく多すぎる、何でも町内会になげればよいという意識がよくなる。
<p><情報周知以外の要望・感想></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政の一方的な情報提供では監視機能がない。 高齢化により委員の選出が年々難しくなっている。

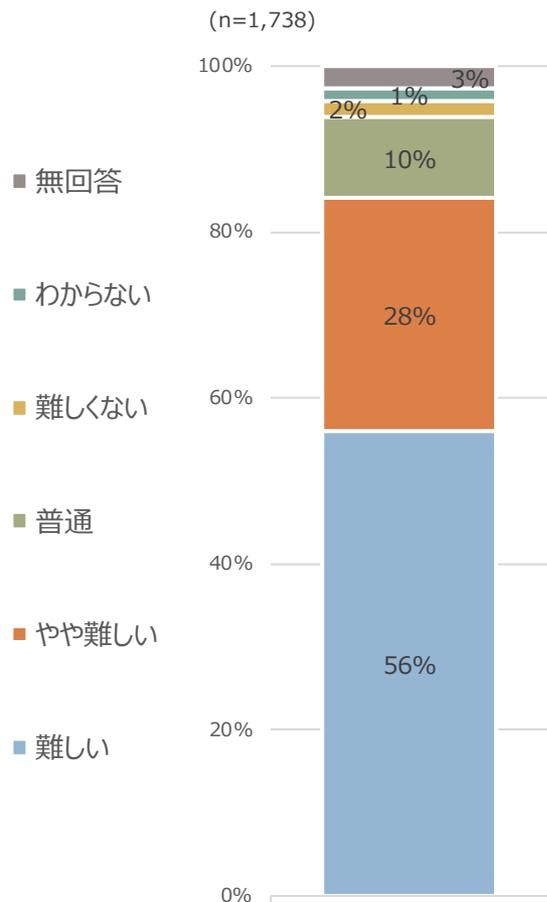
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

委嘱委員の推薦事務

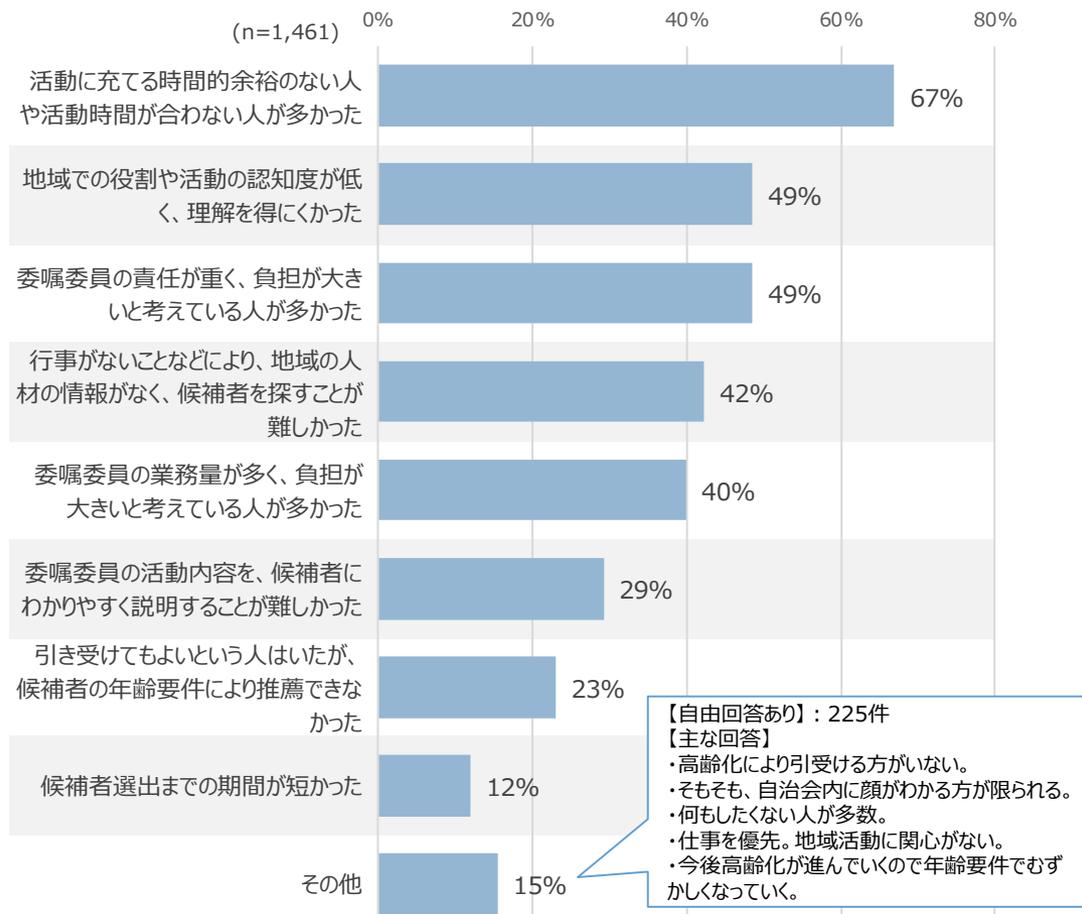
委嘱委員の候補者探し／委嘱委員候補者探しが難しい理由

- 委嘱委員の候補者探しについては、「難しい」が56%。「やや難しい」と合わせると84%を占める。
- 候補者探しが難しい理由としては「活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった」が67%で最も高く、「認知度が低く理解を得にくかった」、「負担が大きいと考えている人が多かった」が49%で続く。

Q5_1 委嘱委員の候補者探し



Q5_2 委嘱委員候補者探しが難しい理由（複数回答）



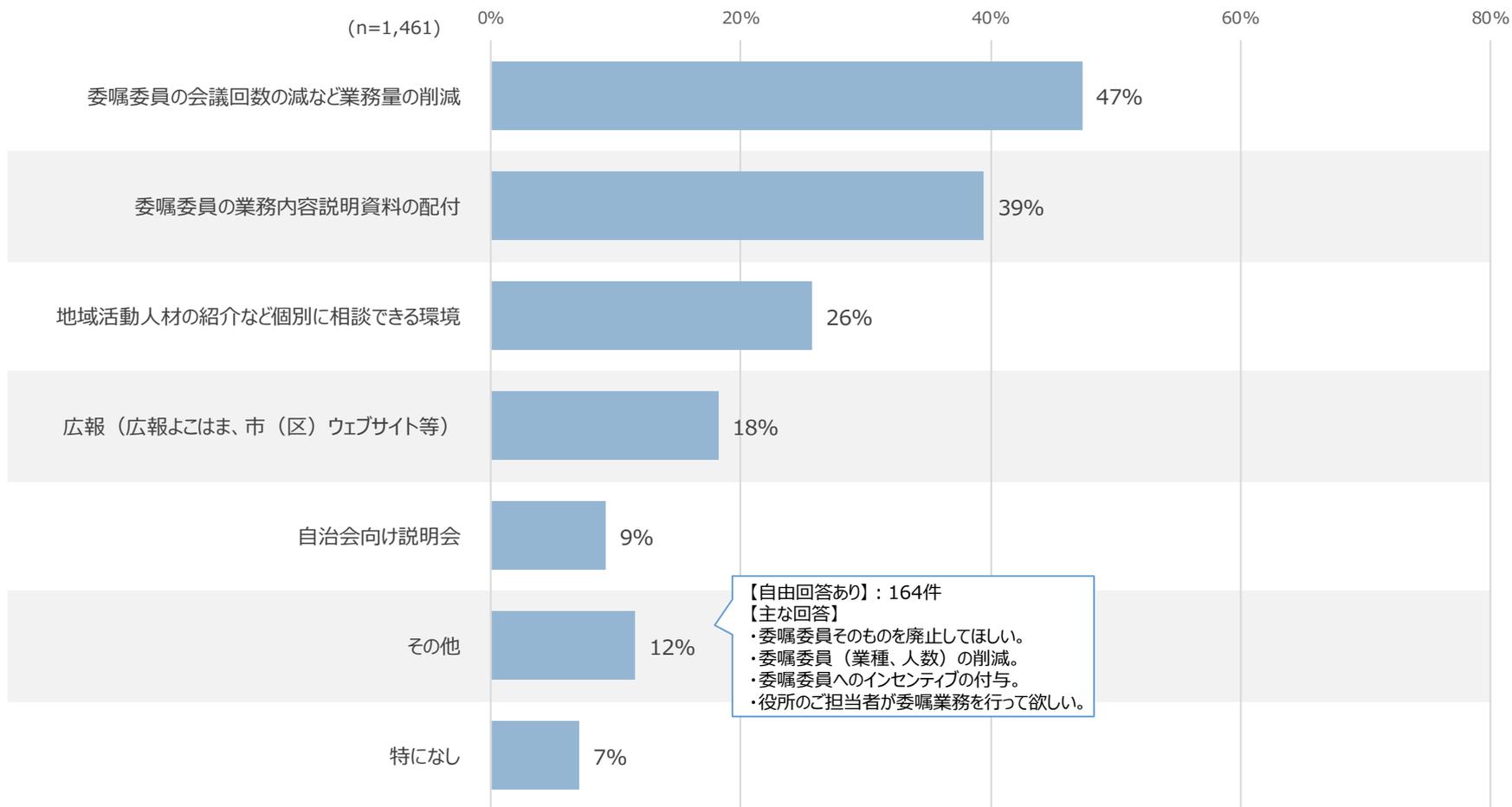
【自由回答あり】：225件
 【主な回答】
 ・高齢化により引受ける方がいない。
 ・そもそも、自治会内に顔がわかる方が限られる。
 ・何もしたくない人が多数。
 ・仕事を優先。地域活動に関心がない。
 ・今後高齢化が進んでいくので年齢要件でむずかしくなっていく。

Base: 委嘱委員の候補者探しが「難しい」「やや難しい」、降順ソート

市に候補者推薦で期待する取組／委嘱委員の候補者探しについて

- 候補者探しが難しいと感じる人が候補者推薦で横浜市に期待する取組としては「会議回数減など業務量の削減」が最も高く、「業務内容説明資料の配付」が続く。

Q5_3 市に候補者推薦で期待する取組（複数回答）



Base: 委嘱委員の候補者探しが「難しい」「やや難しい」、降順ソート

委嘱委員の候補者探しについて困難と感じる点

- 委嘱委員の候補者探しの困難な点に関するご意見としては「高齢化の影響」に関するものと「活動内容の影響」に関するものが多く、“候補者になりてがない、現在なっている人に再度頼むより方法がない”、“年齢の若い人をお願いするが、活動時間が合わない”などが挙げられる。

Q5_4_候補者探し困難な点など（自由記述）

	(件)	(%)
高齢化の影響	457	46%
依頼先が少ない・候補者がいない	192	19%
高齢者が多い	190	19%
年齢要件が合わない	75	8%
活動内容の影響	432	44%
活動時間がない	192	19%
責任が重い・負担が大きい	106	11%
活動内容が分かりにくい	91	9%
活動費等の補助が不明	43	4%
住民の意識の影響	240	24%
委員の必要性が不明	108	11%
活動意欲が低い	95	10%
断られる	26	3%
メリットがない	11	1%
自治会の問題	134	13%
イベントや交流がない	76	8%
自治会加入世帯の減少	31	3%
世帯数が少ない	27	3%
その他	287	29%
自治会の状況についての説明・報告	65	7%
なり手のない委員がある	62	6%
行政への要望・疑問	41	4%
市や住民からの推薦や公募	25	3%
推薦までの日程が早い	12	1%
委嘱委員の種類が多い	10	1%
その他	34	3%
困難は感じていない	21	2%
特にない	17	2%
合計	993	100%

Q5_4_候補者探し困難な点など（自由記述、抜粋）

- <依頼先が少ない・候補者がいない>
- 人材ネットワークがなく、適切な人材を見つけるのが難しい。
 - 候補者になりてがない 現在なっている人に再度頼むより方法がない
 - 委嘱委員の候補者が少ないので、結果的に委嘱委員の継続になってしまう。特定の個人の負担が増える。
 - やりたがる人がいない。また、その委嘱委員にあてはまる人材がどうかかわからない
 - 引き受ける人がいない。
- <活動時間がない>
- なるべく年齢の若い人をお願いするが、活動時間が合わない。
 - 会社の退職時期が延びたので、仕事と町内等の業務の両立が難しいと言っている人が多い。
 - 平日に時間の取れる人材が少ない。
- <高齢者が多い>
- 高齢者が増え委員を出来る人が限られてきている。
 - 高齢化が進むなか候補者が少なくなっている。若い人は、無関心。
 - 高齢が多い自治会の為、総会にて立候補を募っても居なかった。
- <委員の必要性が不明>
- 各委嘱委員の存在意義が不明。委員がいることによる町内会へのメリットが見えない。
 - 委員会の活動が不明確で、そこに自治会から委員を推薦するという行為に納得性がない。
 - 委員の必要性や対応頻度の問い合わせに苦慮します。
- <責任が重い・負担が大きい>
- 推薦お願いしても役職への責任や生活環境から辞退されてしまう。
 - 環境事業推進委員：負担が大きい。消費生活推進員：業務量が多い。
 - 任期中に負担を感じる方が多かった。

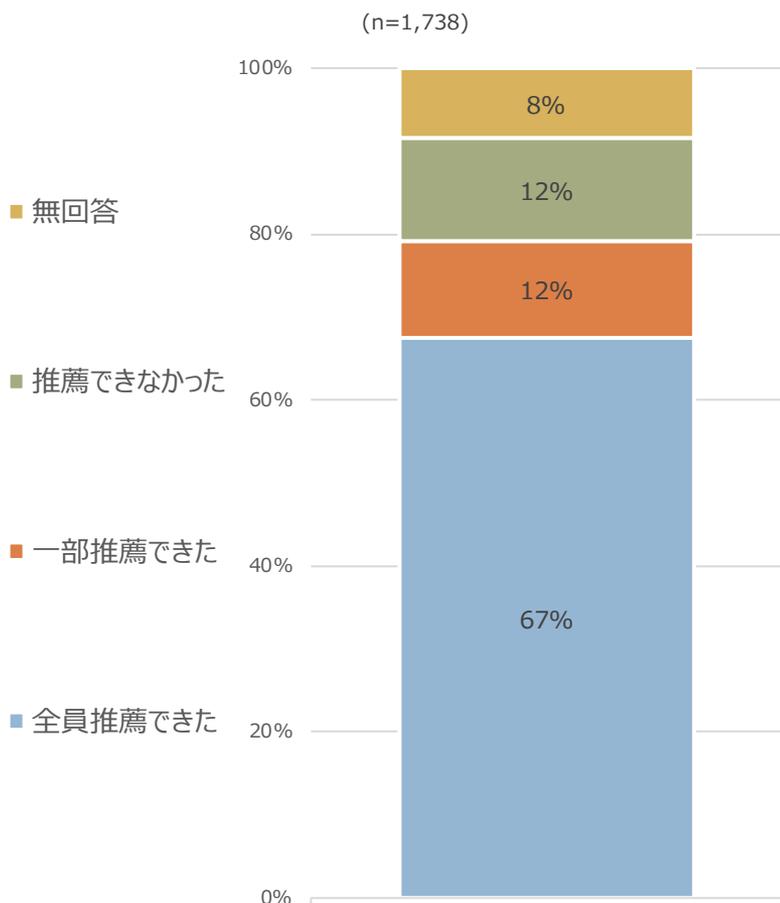
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

令和4年一斉改選の民生委員・児童委員の推薦事務

民生委員の推薦状況／推薦を行うための工夫

- 民生委員の推薦状況については、全体の2/3が「全員推薦できた」と回答。「推薦できなかった」は12%となった。
- スムーズに推薦できた理由について自由記述の内容で多かったものは「再任」が42%で最も高く、「役員等からの紹介・協力」、「日頃のコミュニケーション」が16%で続いている。

Q6_1 民生委員の推薦状況



Q6_2_スムーズに推薦できた理由（自由記述）

	(件)	(%)
再任だった	426	42%
役員等からの紹介・協力	165	16%
日頃のコミュニケーション	159	16%
スムーズではなかった	87	9%
無理にお願い	57	6%
意識・意欲が高い	47	5%
会長・役員・家族等が引き受けた	35	3%
たまたま運が良かった	24	2%
人数が少なかった	20	2%
実績・資格等がある	16	2%
説得	15	1%
引き受けてもらうための条件を提示	14	1%
業務内容を理解	14	1%
候補者のリストアップ・情報収集	10	1%
立候補	10	1%
家族の協力	4	0%
当番制、抽選	4	0%
金銭的な支援	3	0%
特にない	19	2%
その他	37	4%
合計	1,003	100

【主な回答】

- 再任の為スムーズに推薦を行う事ができた。
- 前期からの継続を心良く引き受けてくれた。
- 前任者(退任者)が候補者を推薦してくれた。
- 役員会で候補者の推薦を上げてもらった。
- 日ごろから、適任と思われる方とコミュニケーションを取る努力が必要だと思います。
- 粘り強く何度もお願いしました。

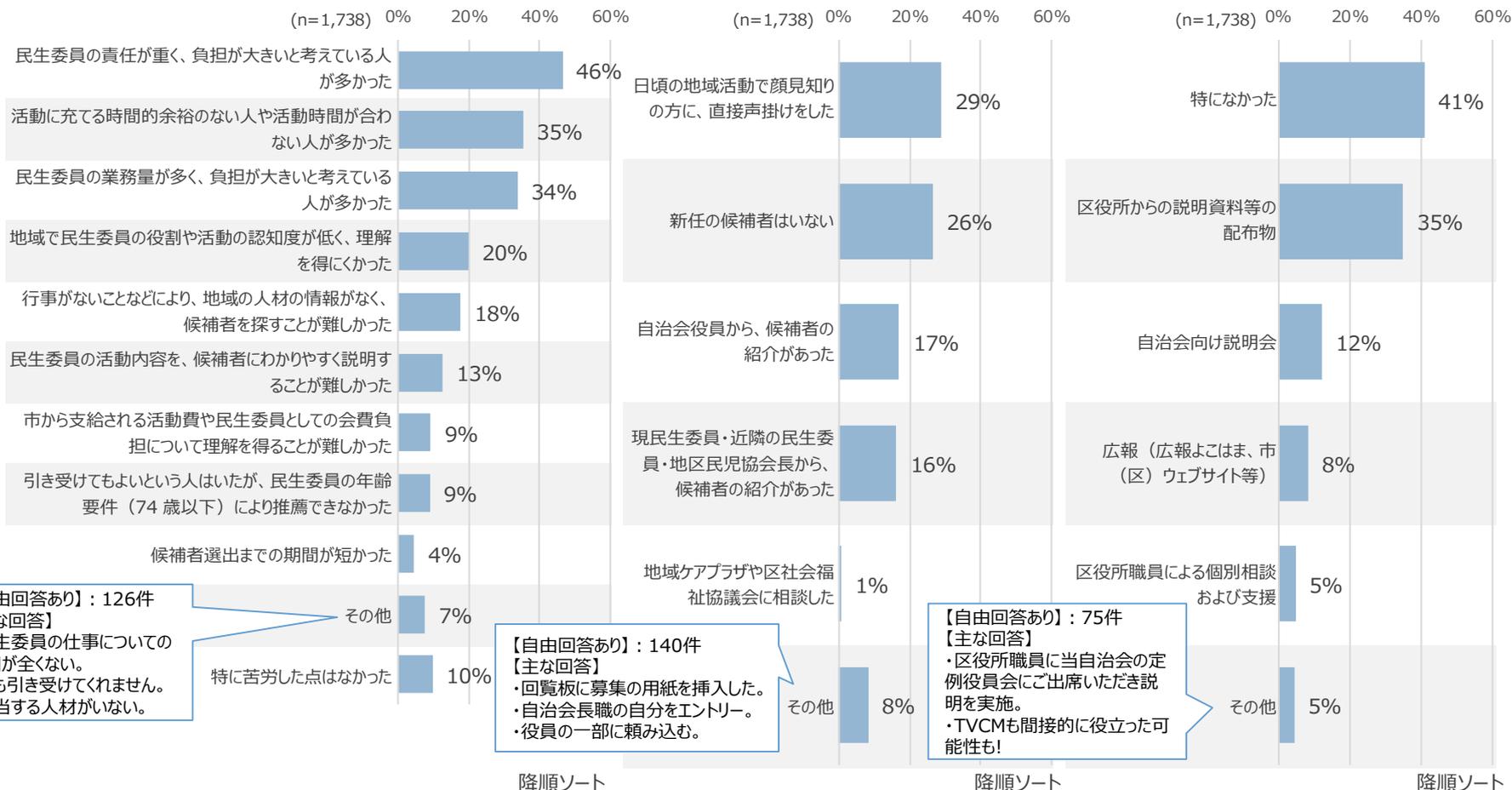
民生委員候補者確保の苦労した理由／新任民生委員候補者確保の方法

- 民生委員の候補者確保で苦労した点としては「責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった」が最も高い。
- 新任の候補者探しは「日頃の地域活動で顔見知りの方に、直接声かけ」が最も高い。
- 候補者推薦に役立った横浜市の支援としては「特になかった」が高いものの、支援の中では「区役所からの説明資料等の配布物」が最も高い。

Q6_3 民生委員候補者確保の苦労した理由（複数回答）

Q6_4 新任民生委員候補者確保の方法（複数回答）

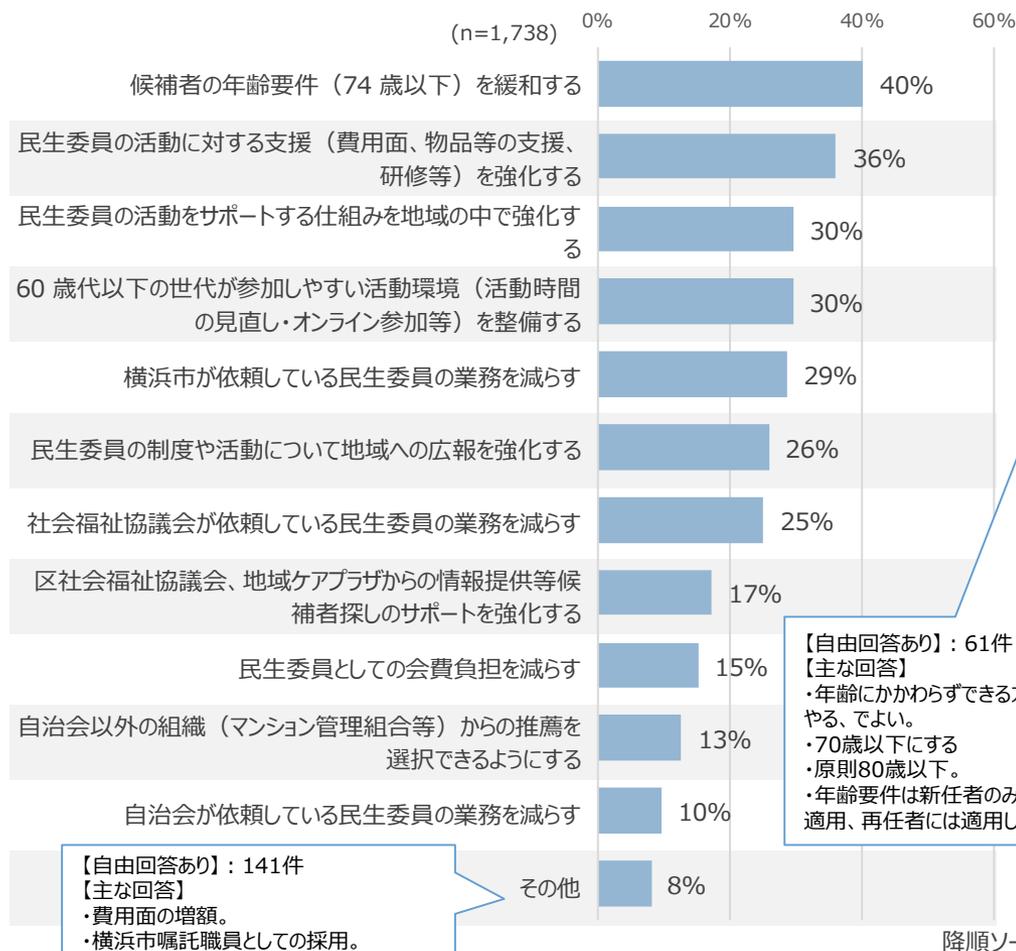
Q6_5 民生委員候補者推薦に役立った横浜市の支援（複数回答）



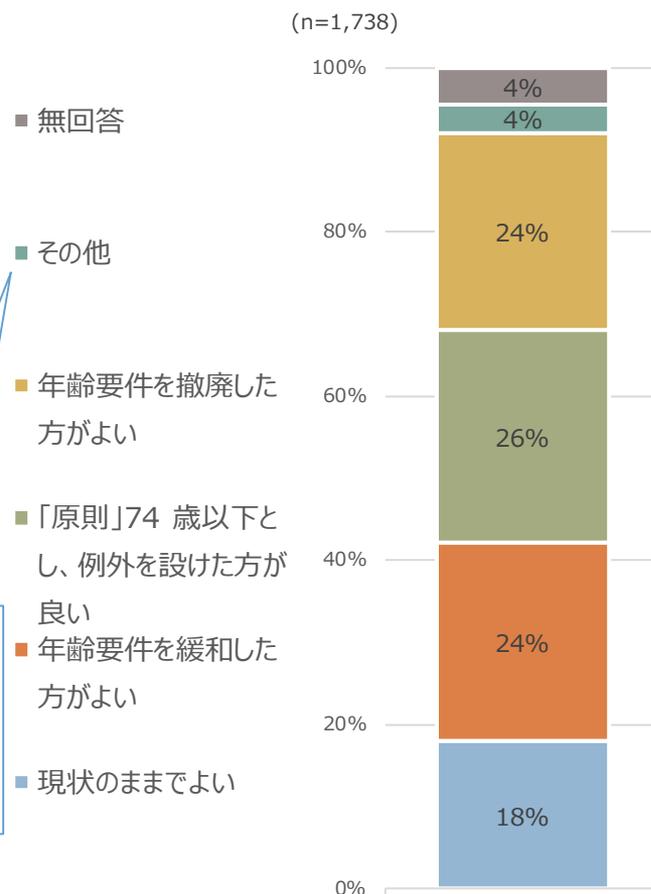
候補者確保に有効な取組／候補者の年齢要件

- 候補者の確保に有効な取組としては「年齢要件の緩和」が最も高く、「活動に対する支援を強化」が続く。
- 候補者の年齢要件については、「緩和した方がよい」、「原則74歳以下とし、例外を設けた方がよい」、「撤廃した方がよい」がそれぞれ25%前後となっており、変更の検討が望まれている。

Q7_1 候補者確保に有効な取組（複数回答）



Q7_2 候補者の年齢要件



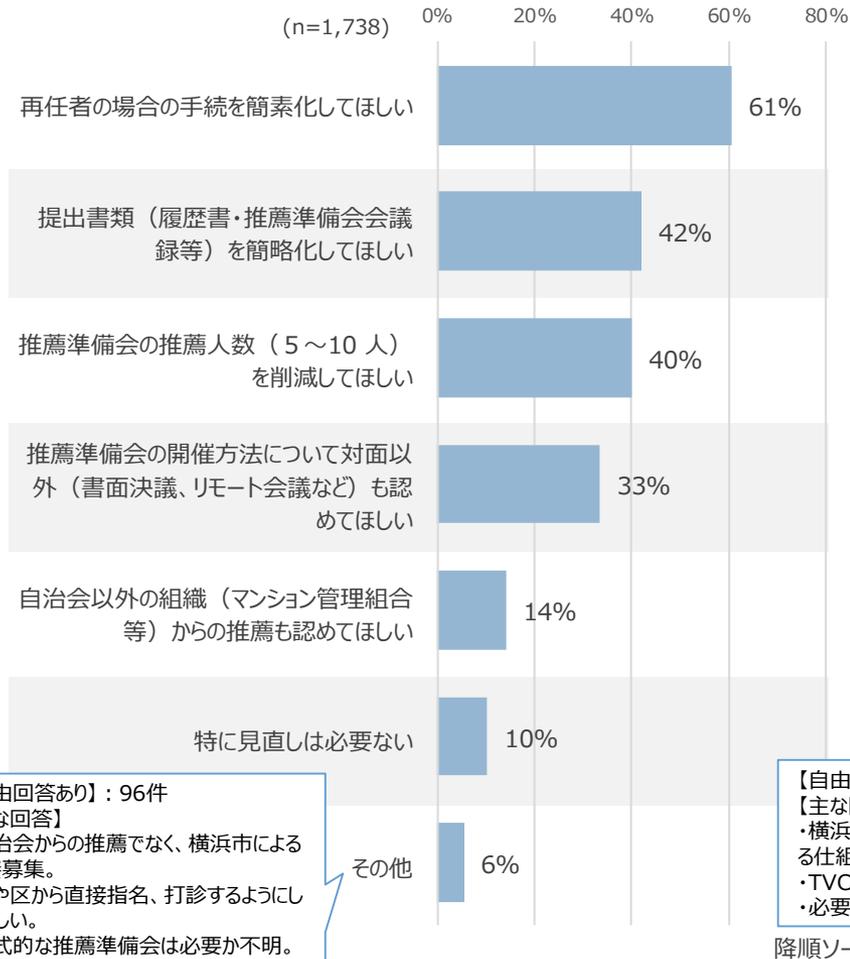
【自由回答あり】：61件
【主な回答】
・年齢にかかわらずできる方がやる、でよい。
・70歳以下にする
・原則80歳以下。
・年齢要件は新任者のみに適用、再任者には適用しない。

降順ソート

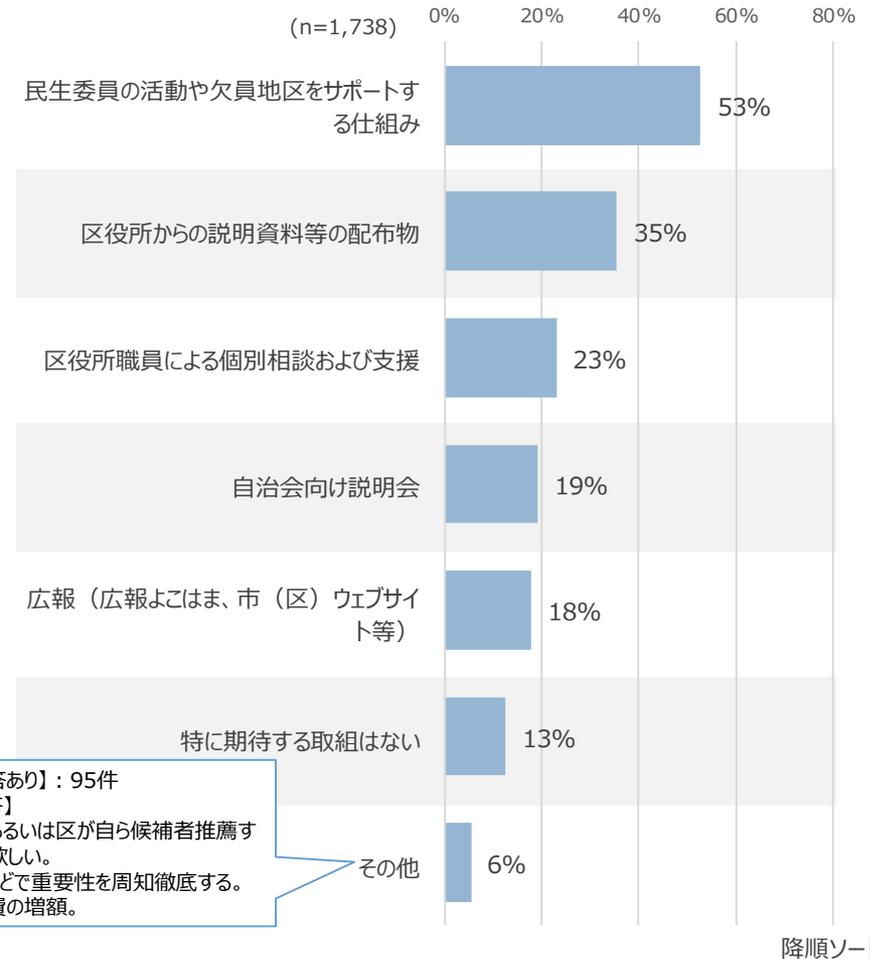
推薦手続で改善してほしい点／候補者推薦で市に期待する取組

- 推薦手続で改善してほしい点としては「再任者の手続を簡素化」が最も高く、6割を超える。
- 候補者推薦における横浜市に期待する取組としては「民生委員の活動や欠員地区をサポートする仕組み」が53%で最も高い。

Q7_3 推薦手続で改善してほしい点（複数回答）



Q7_4 候補者推薦で市に期待する取組（複数回答）



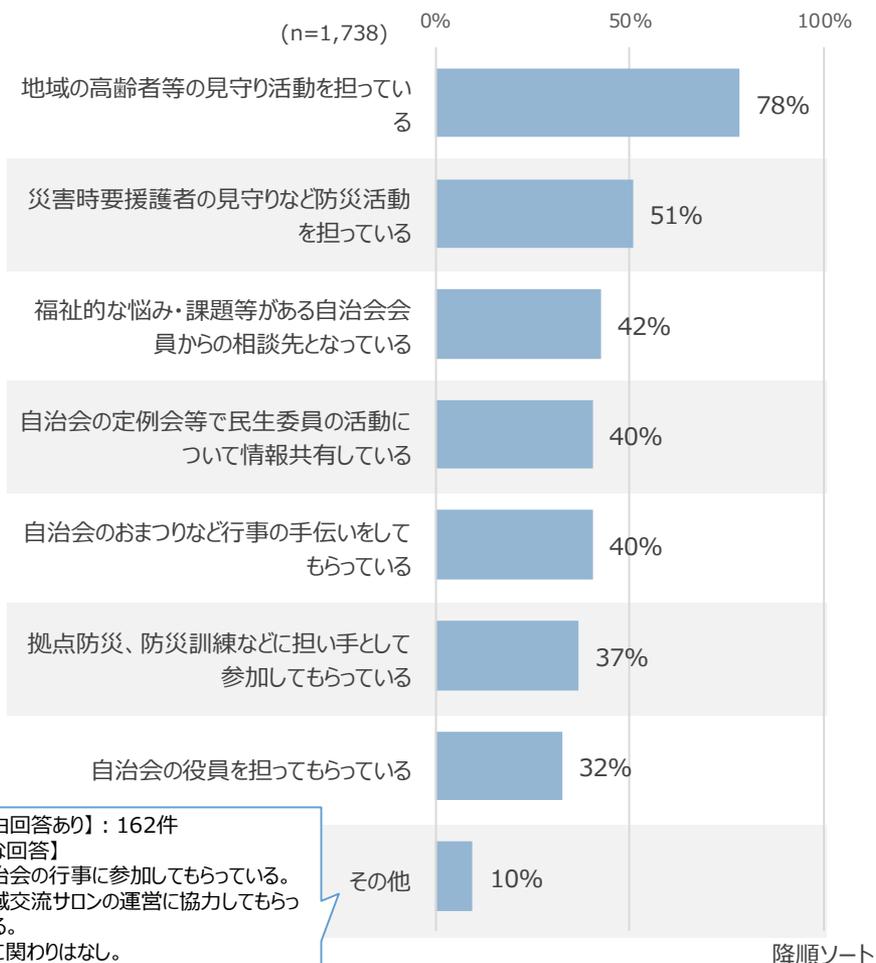
降順ソート

降順ソート

自治会と民生委員の関わり／民生委員の活動をサポートする取り組み

- 自治会と民生委員の関わりについては、「地域の高齢者等の見守り活動」が78%で最も高く、「災害時要援護者の見守りなど防災活動」が51%で次に高い。
- サポートのための自治会の取組について自由記述の内容で多かったものは「自治会と民生委員との情報交換・共有化」が3割以上を占め、最も高い。

Q8_1 自治会と民生委員の関わり（複数回答）



Q8_2_サポートのために自治会が実施している取組（自由記述）

	(件)	(%)
情報交換・共有化	219	31%
高齢者等の見守り	92	13%
活動費等の支給	91	13%
相互協力・連携体制の強化	67	9%
福祉関連行事の実施・サポート	44	6%
要援護者支援の関連業務	35	5%
コミュニケーションの推進	25	4%
イベントへの参加	17	2%
相談事への対応	16	2%
設備の共用	12	2%
資料等の配布	7	1%
高齢者等への取次	5	1%
高齢者等との昼食会等の実施	4	1%
防災訓練	4	1%
賛助会員の拡大	1	0%
民生委員の必要性が不明	1	0%
その他	56	8%
特になし、わからない	112	16%
合計	711	100

【主な回答】

- 情報を共有するために福祉会を隔月開催している。そこで得たことを「自治会だより」にて会員へ知らせている。
- 定期的に活動状況等の報告を受け情報を共有している。
- 高齢等の見守り活動を町会役員と民生委員が共に行っている。
- 年2回程度要援護者の見守りを一緒にやっている。
- 自治会から若干の委員手当を支給している。

※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

民生委員・児童委員全般について(自由記述)

- 民生委員、児童委員に関するご意見としては、制度に関するものが全体の45%を占め最も高く、委員の活動に関するものが40%で次に高い。制度については、推薦等の制度そのものの見直しの要望が多く、民生委員の推薦業務の負担の大きさがうかがえる。

Q9_民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について

	(件)	(%)
制度について	293	45%
推薦等の制度の見直し	99	15%
人材不足	58	9%
年齢制限等の見直し	54	8%
個人情報の制約が大きい	32	5%
委員の必要性が不明	23	4%
人数配置の見直し	13	2%
手続等の簡略化	7	1%
制度の拡充	7	1%
委員の活動について	260	40%
活動の負担や責任が大きい	90	14%
活動内容がわからない	71	11%
活動費の支給・増額、会費の軽減	70	11%
情報の共有化	17	3%
適性が不明	11	2%
自治会との関わりが不明	1	0%
行政への要望	76	12%
行政サイドの人材等の活用	41	6%
行政のサポートが欲しい	19	3%
行政自身が業務として担当	16	2%

※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

	(件)	(%)
その他	167	26%
自治会との協力体制の構築・見直し	23	4%
公募の活用	10	2%
本アンケートに関する要望・不満	8	1%
民間の活用	6	1%
特になし、現状でOK	48	7%
その他	72	11%
合計	647	100

【主な回答】

- ・ 制度の必要性及び民間への委嘱が時代に合わない。
- ・ 制度そのものが疲労しており、仕組み全体の見直しが必要なのではないかと考えている。
- ・ 活動範囲、量が、多すぎる。
- ・ 民生委員の時間的負担は多いと聞く。その様な委員の選出はほとんど困難になると思う。
- ・ 個人情報があるのでと言う言葉を楯にして、情報共有をしない方もいる。(活動が不透明)
- ・ 活動がよくわからない為、人選がなかなか難しい。
- ・ 見合った手当を出すべき。ボランティアとは違うのでは。



CreativeLink

株式会社クリエイティブ・リンク

〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 1850-12
<http://www.cre-link.jp>

青少年指導員の年齢要件の見直し等について

【趣旨】

青少年指導員の委嘱年齢要件の上限を見直し、原則として、新任70歳未満、再任75歳未満としました。

地域で青少年指導員を担う人材の拡大につながることを期待しています。

1 年齢要件の見直しについて

(1) 見直しの理由

ア 年齢要件を超過した青少年指導員の増加

現行では、推薦時の年齢要件は、新任で65歳未満、再任で70歳未満となっておりますが、いずれも「原則」としているため、適任者が見つからない等の理由により、新任、再任とも年齢要件を超える指導員が多数活動しており、実態に合わない状況となっております。

イ 社会情勢の変化による担い手不足

共働き世帯の増加や定年年齢の引き上げ等の社会情勢の変化によって、今後ますます青少年指導員の担い手を確保することが困難となることが予想されます。

以上のことから、市青少年指導員連絡協議会とも協議のうえ、年齢要件の上限を見直し5歳引き上げることになりました。

(2) 見直しの内容

【現行】 原則として 新任 65歳未満、再任 70歳未満

↓

【見直し後】 原則として 新任 70歳未満、再任 75歳未満

(3) 実施時期

令和5年7月から

2 今後の取組について

年齢要件の見直しとあわせて、青少年指導員の担い手の確保を進めるため、活動の概要説明資料（ちらし）や広報よこはま等において指導員活動の周知に取り組みます。

3 今後のスケジュール（予定）

7月 区連会で御説明（年齢要件の見直しについて）

11月 市町内会連合会定例会（第29期推薦事務に関するお願い）

・推薦関係書類、活動概要説明資料配布

2月 推薦書提出

担当 こども青少年局青少年育成課 小松、高尾

電話 671-2324

2027年国際園芸博覧会 正式略称『GREEN×EXPO 2027』の 「略称ロゴ」を活用した機運醸成について

2027年国際園芸博覧会の意義や理念を一言で表現し、開催をPRするために、より多くの皆様に広く使用いただけるツールとして、正式略称『GREEN×EXPO 2027』をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。

地域の皆様におかれてもぜひご活用いただき、横浜市一丸となったPR・機運醸成にご協力をお願いします。

1 正式略称『GREEN×EXPO 2027』に込められた想いと「略称ロゴ」

正式略称は、「自然」、「環境にやさしい」という意味を持つ「GREEN」と、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」を掛け合わせることで、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しています。

博覧会の意義や理念を一言で表現し、青い地球のイメージを共有していくためのツールとして、正式略称をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。



略称ロゴ

2 「略称ロゴ」の使用方法

「略称ロゴ」は、ガイドラインに基づき申請いただき、承認を得ていただければ、どなたでも幅広く使用いただけます。

地域における広報やイベント等で活用いただき、『GREEN×EXPO 2027』のPRにご協力をお願いします。

【申請方法】

ウェブサイトから、使用に関するガイドライン、使用取扱要領をご確認のうえ、使用開始希望日の原則3週間前までに、申請書および添付書類を申請先までご提出ください。承認ののち、略称ロゴを使用いただけます。

《横浜市「略称ロゴ」ウェブサイト》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/storikumi/engeihaku/ryakusyourogo.html>

【申請先】

横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課

電子メール：tb-engei-intl@city.yokohama.jp

郵 送：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 29 階

問合せ先：Tel 671-4627



3 略称ロゴと公式ロゴマーク（参考）

	略称ロゴ	公式ロゴマーク
ロゴ／ ロゴマーク	 <p>万博の意義や理念を一言で表現し、広く共有するためのもの</p>	 <p>公式ロゴマークとして、公募により選出し、BIE・AIPH（※1）の承認を得たもの</p>
ロゴ／ ロゴマークの 使用可能者	原則として使用者に制限なし	国、国際機関、地方公共団体、2027年国際園芸博覧会協会の承認を受けた団体
使用ルール (使用可能者や 使用条件等を 定めるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用ガイドライン ・使用取扱要領 	(策定中（※2）)

（※1） BIE・・・博覧会国際事務局 AIPH・・・国際園芸家協会

（※2）公式ロゴマークについては、2027年国際園芸博覧会協会が利用者や利用条件等のルールを策定中であり、自由な使用はできません。

担 当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 西野、秋葉
 連絡先：Tel 671-4627
 メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

8月から

横浜市は
中学生までの
医療費を
無料
にします

詳しくはこちら



新たに対象者となる方は申請が必要です。

令和5年5月下旬に、個別にご案内をお送りしています。[※]

※令和5年5月2日時点で横浜市民の方。

まだ申請がお済でない方は、お早めに申請をお願いします。

お問い合わせ

横浜市小児医療証発行事務処理センター
(平日午前9時から午後5時まで)

TEL : 323-9407 FAX : 323-9406
※事務処理センターの受付は、9月29日(金)まで

小児医療費助成制度のポスター掲出について(依頼)

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、中学3年生までのすべてのお子様さまに安心して医療機関を受診していただけるよう、小児医療費助成制度について、令和5年8月から、所得制限や一部負担金をなくし、医療費を無料にします。

つきましては、地域の皆様に広く制度を知っていただくため、各自治会・町内会の掲示板へのポスターの掲出にご協力くださいますようお願いいたします。

【担当】

健康福祉局生活福祉部医療援助課

菊池・加藤

電話：671-4115

FAX：664-0403

E-mail：kf-iryoenjo@city.yokohama.jp



小児医療費助成事業のご案内



● 制度の概要 ●

この制度は、健康保険に加入している0歳～中学3年生のお子さまが医療機関等で診療を受けた際に、医療機関等の窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成するものです。対象となるお子さまには、医療証をお渡しします。

● 対象となるお子さま ●

◇ 横浜市内に住所があること ◇ 健康保険に加入していること

次のような場合は、対象になりません。

- ◎ 生活保護を受けている場合
- ◎ 児童福祉法に基づく措置医療等を受けている場合
- ◎ 他の医療費助成事業により、医療費の助成を受けている場合
(重度障害者医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業など)

● 助成の範囲 ●

◇ 対象年齢 0歳～中学3年生 ◇ 助成対象 入院・通院 ◇ 助成内容 保険診療の自己負担分
※神奈川県外の医療機関等や、県内のこの制度による診療を取り扱わない医療機関等では、医療証を使うことができません。

※薬の容器代、健康診断料、乳児健診料、予防接種、選定療養費など保険がきかないもの、及び入院時食事代の自己負担額(標準負担額)は、医療費助成の対象外です。

※令和5年8月診療分から、保護者の所得制限及び一部負担金をなくしました。

申請の手続と利用のしかた

お住まいの区の保険年金課保険係給付担当に申請してください。該当する方に、医療証をお渡しします。

◇ 申請に必要なもの

- ◎ 対象となるお子さまの健康保険証

※神奈川県への補助金申請のため、他市町村から転入された場合など、保護者の方の所得を横浜市が把握できない場合は、所得を確認するための書類(同意書または課税証明書(所得証明書))が別途必要になることがあります。

◇ 神奈川県内の医療機関等にかかるとき

医療証と健康保険証を医療機関等の窓口提示してください。

※県内のこの制度による診療を取り扱わない医療機関等では、使うことができません。

◇ 医療証が使えないとき

神奈川県外の医療機関等や県内のこの制度による診療を取り扱わない医療機関等で受診された場合は、いったん窓口で自己負担額を支払う必要がありますが、後でお住まいの区の保険年金課保険係給付担当に申請することにより払い戻されます。

◇ 医療証の更新

医療証の終了月に区役所において更新を行いますので、お手続きをする必要はありません。

裏面あり

医療費の払戻しについて

医療証が使えなかった場合など払戻しを受けるときは、以下のものをご持参のうえ、お住まいの区の保険年金課保険係給付担当に申請してください。

- ◎ 小児医療証 ◎ 対象となるお子さまの健康保険証 ◎ 印鑑（朱肉を使うもの）（認印で可）※
- ◎ 領収書（患者氏名、診療月ごとの総点数、診療期間、領収金額、医療機関名のあるもの）
- ◎ 振込先金融機関の預金通帳
- ◎ 健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その額を差し引いて支給しますので、高額療養費などの支給通知書など支給額がわかるものを持参してください。
- ◎ 保護者の方の所得を確認するための書類（同意書又は課税証明書（所得証明書））が必要な場合があります。
※申請者（保護者）以外の口座へ振り込む場合は、申請書に委任者（申請者）の押印が必要です。



ご注意ください！

領収書は、1か月分をまとめたうえ、診療を受けた翌月からなるべく1年以内に申請してください。数か月分の領収書をまとめて一度に申請できます。受診月の翌月1日から5年で時効となり、申請できなくなりますので、ご注意ください。

緊急のため保険証を持たずに受診したとき等、医療費を全額支払った場合は、先に加入している健康保険から療養費の払戻しを受け、前項記載のもの他に、その支給通知書も添えて申請してください。

☆問い合わせ先

お住まいの区の保険年金課保険係給付担当

区役所名	電話番号	FAX番号
鶴見	(510) 1810～11	(510) 1898
神奈川	(411) 7126	(322) 1979
西	(320) 8427～28	(322) 2183
中	(224) 8317～18	(224) 8309
南	(341) 1128	(341) 1131
港南	(847) 8423	(845) 8413
保土ヶ谷	(334) 6338	(334) 6334
旭	(954) 6138	(954) 5784
磯子	(750) 2428	(750) 2545
金沢	(788) 7838	(788) 0328
港北	(540) 2351	(540) 2355
緑	(930) 2344	(930) 2347
青葉	(978) 2337	(978) 2417
都筑	(948) 2336～37	(948) 2339
泉	(800) 2427	(800) 2512
栄	(894) 8426	(895) 0115
戸塚	(866) 8450	(871) 5809
瀬谷	(367) 5727～28	(362) 2420
健康福祉局医療援助課		(671) 4115

～急な病気やけがで迷ったら…～

救急受診ガイド・#7119

☎電話から（年中無休・24時間対応）

☎#7119 または☎045-232-7119

◎そのとき受診可能な医療機関の案内

→医療機関案内（1番を選択）

◎看護師が緊急性や受診の必要性についてアドバイス

→救急電話相談（2番を選択）



FAXから（聴覚障害者専用）

☎045-242-3808 医療機関案内のみ

パソコン・スマートフォンから

横浜市救急受診ガイド

パソコンやスマートフォンの画面上で、急な病気やけがの緊急性や、受診の必要性を確認できます。



QRコードからもアクセスできます。



共同募金PR大使
野毛山動物園の
オグロワビー
「オハナ」

地域版

中区だより

共同募金会中区支会
〒231-0023
中区山下町2番地
産業貿易センタービル4階
中区社会福祉協議会内
TEL 681-6664
FAX 641-6078

共同募金 2022

昨年皆さまからお寄せいただいた寄付金と、そのつかいみちをお知らせします。

昨年度の共同募金寄付金総額

9,501,700円 でした。



赤い羽根募金 7,672,421円 年末たすけあい募金 1,829,279円

皆さまの温かいご支援に心より感謝いたします。



寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。

赤い羽根募金のつかいみち

県共同募金会の配分計画に基づき、区内を中心に県域で活用されています。

配分総額 7,672,421円

- 区内の社会福祉施設・団体 920,000円
 - ・障害者グループホームの備品購入
 - ・家事・介護サービス活動団体の活動費
- 中区社会福祉協議会 3,128,493円
- 県内の社会福祉施設・団体 3,623,928円

年末たすけあい募金のつかいみち

地域で年末年始に行われる活動など、すべて区内の福祉保健活動に活用されています。

配分総額 1,829,279円

- なかくふれあい助成金 370,000円
 - ・高齢者の健康増進活動
 - ・視覚障害者支援
 - ・知的障害者の余暇活動・スポーツ支援 など
- 地区社会福祉協議会への助成 1,459,279円

社会福祉協議会では、共同募金の配分金を次のような事業に活用しています。

中区社会福祉協議会 (中区社協)

「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくり出す」を活動理念に組織された民間の団体です。

- 13地区社協への活動助成
- 広報紙「ふくしなか」の発行
- 障害児者支援活動
- 見守り活動推進事業「おふくろさん」
- 災害見舞金 など

地区社会福祉協議会 (地区社協)

連合町内会単位に組織され、身近なところで地域福祉活動をしている団体です。中区には13の地区社協があります。

- 高齢者の食事会・配食
- 子育てサロン・高齢者サロン
- 地域の見守り・支え合い活動
- 広報・啓発 (イベントカレンダー)
- 研修会・勉強会 など



10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

(募金運動期間：10月1日～3月31日)

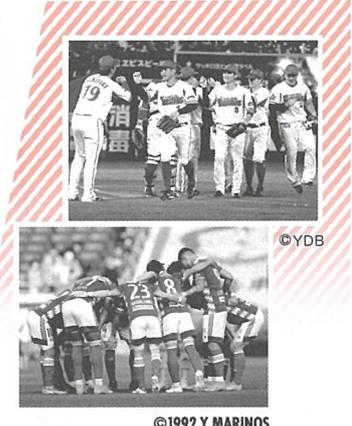


令和4年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

新型コロナウイルスによるパンデミックが長期化する中、人と人とが接する機会を制限されたことで、生活に困窮される方や居場所を失い孤立している方、生活や教育環境の変化を余儀なくされる子どもたち……多くの方々への支援が新たに求められています。

さらに、近年、国内では毎年記録的な大雨等により大規模災害が発生し、多くの方が避難生活を余儀なくされるなど、誰もが住み慣れた町で安心して暮らしていきたいという当たり前の願いが、一層深まっています。

ことしの共同募金運動は、一昨年から「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められているパンデミック下での支援事業や災害支援事業とともに、引き続き、神奈川県内の地域福祉活動を推進してまいります。



★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています！

Q 共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。

Q 共同募金って何に使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

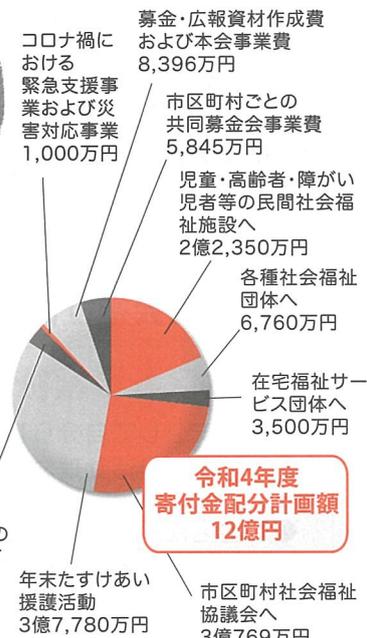
募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、コロナ禍での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



Q 募金なのに、どうして目標額があるの？

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



税制の特典があります！

- 個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- 法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。

〒221-0825 横浜市内神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和4年度の目標額は12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！
【募集期間】10月1日～3月31日(※)

※新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえて、例年の募金期間である10月1日から12月31日までの3カ月間に加えて、翌年3月末までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



中共募発第 17 号
令和 5年 7月 19日

地区連合町内会 会長様

神奈川県共同募金会中区支会
支会長 松澤 秀夫

「共同募金中区だより」の全戸配布について(お願い)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

例年、共同募金の実施に際しましては、一方ならぬご尽力を賜り、厚く御礼を申しあげます。

さて、今年度も昨年と同様、次の要領で「共同募金中区だより」を配布させていただきたいと存じます。

つきましては、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

<共同募金中区だより 配布要領> ※添付の資料は令和4年度のものであります。

- ・配布時期 令和5年8月下旬(「広報よこはま」9月号と同時期)
- ・体裁 A4版(両面)1枚
- ・送付方法 広報紙ルート(業者から広報責任者へ直送)

なお、1枚につき2円の配布手数料につきましては、後日、連合町内会ごとに送金しますので、ご承知おきください。また、ご不明な点がございましたら下記事務局までお問い合わせください。

<事務局>

中区社会福祉協議会内 担当:中橋
TEL 681-6664 FAX 641-6078

中共募発第 18 号
令和 5 年 7 月 19 日

地区連合町内会 会長様

神奈川県共同募金会中区支会
支会長 松澤 秀夫

令和 5 年度共同募金運動資材発送にかかる各自治会町内会への
アンケートについて（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、共同募金運動の実施に際しましては、一方ならぬご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各自治会町内会様には、例年、共同募金運動のご協力に際し、資材を発送させていただいておりますが、このたび資材送付にかかるアンケートを行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

各自治会町内会長様へのご依頼につきましては、7月下旬にご郵送にてご依頼いたします。依頼内容等詳細につきましては、別紙の「令和 5 年度共同募金運動資材発送にかかるアンケートについて（回答依頼）」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・令和 5 年度共同募金運動資材発送にかかるアンケートについて（回答依頼）
- ・共同募金運動資材送付にかかるアンケートについて（回答票）
- ・【参考】共同募金運動資材一覧

【神奈川県共同募金会中区支会 事務局】

中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 4 階
中区社会福祉協議会内 担当：中橋

T E L : 045-681-6664 / F A X : 045-641-6078

中共募発第 号
令和5年 月 日

自治会町内会長 様

神奈川県共同募金会中区支会
支会長 松澤 秀夫

令和5年度共同募金運動資材発送にかかるアンケートについて（回答依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、共同募金運動の実施に際しましては、一方ならぬご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各自治会町内会様には、例年、共同募金運動のご協力に際し、資材を発送させていただいております。

つきましては、資材送付にかかるアンケートを行います。お忙しいところ大変恐縮ですが、別添の回答票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて**8月25日（金）まで**にご返送いただきますようお願いいたします。

今後とも、共同募金運動にご支援ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・共同募金運動資材送付にかかるアンケートについて（回答票）
- ・【参考】共同募金運動資材一覧
- ・返信用封筒

【神奈川県共同募金会中区支会 事務局】

中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階

中区社会福祉協議会内 担当：中橋

T E L : 045-681-6664 / F A X : 045-641-6078

共同募金運動資材送付にかかるアンケートについて(回答票)

自治会町内会名	
---------	--

担当者名: _____ 電話番号: _____

1 資材送付先確認

(□にレ点を入れてください。その他の場合は送付先住所等をご記入ください。)

自治会町内会会長宛

その他

【その他の送付先】

送付先住所: _____

氏名: _____ 電話番号: _____

2 資材発送部数

(□にレ点を入れてください。ご希望数がある場合は、()に必要数をご記入ください。)

資材名	昨年度数	送付希望数		
①募金用封筒		<input type="checkbox"/> 昨年度同様	<input type="checkbox"/> () 枚希望	<input type="checkbox"/> 不要
② 赤い羽根 (シール式)		<input type="checkbox"/> 昨年度同様	<input type="checkbox"/> () 本希望	<input type="checkbox"/> 不要
③赤い羽根 (ピン式)		<input type="checkbox"/> 昨年度同様	<input type="checkbox"/> () 本希望	<input type="checkbox"/> 不要
④ 寄付済証 (領収書)		<input type="checkbox"/> 昨年度同様	<input type="checkbox"/> () 枚希望	<input type="checkbox"/> 不要

※8月25日(金)までにご記入の上、ご返送いただきますようお願いいたします。

ご回答がない場合は、昨年度と同様の内容で資材をお送りいたします。

今回記入いただいた個人情報は、共同募金運動資材送付以外の目的では使用いたしません。
ご協力ありがとうございました。

【参考】共同募金運動資材一覧

①募金用封筒

戸別募金に際して使用します。
(長4サイズ)



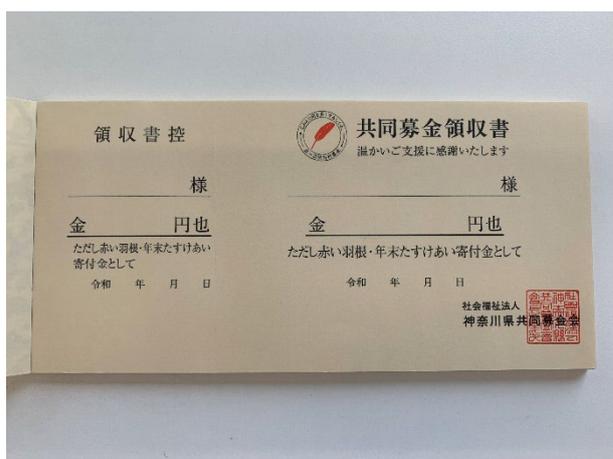
②赤い羽根(シール式・ピン式)

共同募金のシンボル。
シール式とピン式の2種類ございます。



③寄付済証(領収書)

戸別募金の寄付者用領収書です。



地区連合町内会 会長様

社会福祉法人
横浜市中区社会福祉協議会
会 長 松澤 秀夫

令和 5 年度 中区社会福祉協議会会費納入について（依頼）

日頃より、本会の事業推進に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。
本会が円滑に事業を実施することができておりますのは、皆さまのご理解とご協力の賜物と、深く感謝申し上げます。

さて、今年度も中区社会福祉協議会の会費の納入について、各自治会・町内会様にご協力をお願い申し上げます。

各自治会・町内会長様へのご依頼につきましては、7月下旬にご郵送にてご依頼いたします。依頼内容等詳細につきましては、別紙の「各自治会・町内会長様宛て依頼文」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

- 1 ご依頼金額 ①均等会費 ¥2,000-（各自治会・町内会一律同額）
 ②世帯会費 @30 円×各自治会・町内会世帯数
 ※上記①と②の合計額がご依頼金額となります。

- 2 納入方法 いずれかの方法で納入下さい。
 ① ゆうちょ銀行より「払込取扱票」にて振り込み
 ② 他金融機関より本会の口座に振り込み
 ③ 本会窓口にて現金で納入

- 3 納入期限 令和 5 年 9 月 15 日（金）

<事務局>

中区社会福祉協議会 担当：原
電話 681-6664 FAX 641-6078

各自治会・町内会
会長様

社会福祉法人
横浜市中区社会福祉協議会
会 長 松澤 秀夫

令和5年度 中区社会福祉協議会会費納入について（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会の事業推進に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も中区社会福祉協議会の会費について、各自治会・町内会様に下記のとおりご納入お願いいたしたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご納入は令和5年9月15日（金）迄に、お手数でございますが下記の方法により納入下さい。

各自治会・町内会様より納入いただきました会費の30%を皆様の地元の地区社会福祉協議会へ還元(交付)し、活動資金として活用いただいております。

なお、本会の事業につきましては、事業報告・事業計画を同封致しますので、ご一読いただければ、幸いです。

何卒ご理解をいただき、ぜひご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

1 ご依頼金額 《合計》 ●●● 円

内訳 ①均等会費 ￥2,000-（区内各自治会・町内会一律同額）

②世帯会費 ￥《世帯割り》 -

（@30円×世帯数（《世帯数》））

※世帯数は中区役所にご報告いただいた世帯数をもとに算出させていただきます（7月1日現在）。

2 納入方法

（1）ゆうちょ銀行より：同封の「払込取扱票」にご記載の上、郵便局でお振込みください。※裏面の郵便振替ご利用の際の注意事項を参照ください

（2）他金融機関より：本会の「ゆうちょ銀行」口座にお振込みください。

口座：〇二九(ゼロニキュウ)店 当座 24804

名義：ㇿヨコハマシカクシヤカイフクシヨウカイ

（福）横浜市中区社会福祉協議会

※お振込時の手数料についてはご負担お願いいたします

（3）区社協窓口にて現金で納入ください。

【事務局】中区社会福祉協議会
担当 原

TEL 681-6664

郵便振替ご利用の際の注意事項について

郵便局でお振込みをする際は、通信欄に自治会・町内会名をご記入になり、ご依頼人の欄には、窓口に振込みに行った方の住所・氏名をご記入ください。

また、お振込み額が10万円を超える際は、窓口にて「窓口に行かれた方の身分証明書（免許証、保険証等）」「自治会・町内会の会則」の提示を求められる場合がございますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

～ご注意～

「ゆうちょ銀行」の手数料が令和4年1月17日から改定されました。窓口やATMにおける各種払込サービスの利用時に現金で支払う場合には、1件ごとに110円が手数料に加算されます。（払込者負担）

また、窓口への硬貨持ち込みが50枚を超える場合、枚数に応じた手数料がかかります。お手数ですが、お振込みいただく際は、ご注意ください。

※ゆうちょ通帳からの振り込み、区社協窓口にお持ちいただいた場合、手数料はかかりません。

中区社会福祉協議会 担当：原
TEL (681) 6664

「通信欄」に自治会・町内会名を記入

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

ご依頼人欄に、おとご・おなまえを記入ください。
これより下部には何も記入しないでください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押して、切り取らないでお出ください。

「通信欄」に自治会・町内会名を記入

「ご依頼人」振込みに行く方の住所・氏名を記入

令和5年7月19日

自治会町内会長 各位

関東学院大学 社会連携センター
課長 江口 幸史

「関東学院大学 横浜・関内キャンパス開校記念シンポジウム
ヨコハマから未来へ。#2」チラシの掲出について

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

関東学院大学は令和5年4月、横浜市関内・関外地区に新たなキャンパスとして横浜・関内キャンパスを開設いたしました。

このたび新たに開校した横浜・関内キャンパスにおいて、キリストに根ざしたグローバルな視点を交えつつ、多様性を認め合い、地域の方と共生して暮らし、学び、生きる、これからのあるべき持続的社會を考えていくため、横浜の未来を考える公開討論会を全4回にわたって開催いたします。6月の第1回目につき、令和5年10月6日に第2回目を開催致します。

つきましては、各自治会・町内会の掲示板へチラシを掲出いただきますよう、お願い申し上げます。

1 掲出チラシ

「関東学院大学 横浜・関内キャンパス開校記念シンポジウム」チラシ

2 掲出期間

令和5年8月1日（火）～10月5日（木）

※可能な範囲で上記期間にて掲出をお願いいたします。

3 送付書類

「関東学院大学 横浜・関内キャンパス開校記念シンポジウム
ヨコハマから未来へ。#2」チラシ(A4)

関東学院大学 社会連携センター

担当：石黒

電話：045-786-7744

FAX：045-786-7893

電子メール：relation@kanto-gakuin.ac.jp

国指定名勝 横浜・三溪園

入園料金・駐車場料金改定のお知らせ

2023年10月1日(日)

国指定名勝「三溪園」（所在地：横浜市中区）では、2023年10月1日(日)から入園料金および駐車場料金を改定します。

横浜の中心地にありながら豊かな自然環境と文化財建造物や美術品など価値ある文化財が一体となった三溪園は、震災や戦災など幾多の危機をくぐり抜け、明治時代末の開園から守り伝えられてきました。現在、10棟の重要文化財と3棟の横浜市有形文化財をはじめとする17棟の建造物を保有し、三溪園全域が文化財として国の名勝に指定されています。



「美しい自然の風景や先人の遺した文化財は共有財であり、私有するものではなく誰もが楽しむべきもの。」
1906年(明治39)、こうした信念のもと実業家・原三溪が私邸を公開してから、国内外を問わず多くの方々に長く親しまれてきましたが、戦後の大規模な改修から65年が経ち、園内の庭園や建造物には荒廃や傷みが目立ち、補修や耐震への備えが必要になってきています。また、ゆかりの美術工芸品や資料の保存、ならびに展示環境の整備も課題となっています。

これまで入園料金等の維持に努めてまいりましたが、文化財の維持・補修費用や光熱費をはじめとする昨今の施設管理費の高騰を受け、経営の見直しを図るとともに、このたび入園料金および駐車場料金を改定することとしました。世界に誇る日本の文化遺産である三溪園を今後もより多くのお客様に快適にお楽しみいただけるよう、施設価値の維持・向上に取り組んでまいります。

■2023年10月1日からの料金

入園料金

種別		現行料金	改定後料金
個人	大人（高校生以上）	700円	900円
	子供（小・中学生）	200円	変更なし
	横浜市内在住の65歳以上	200円	700円
団体（10名様以上）	大人（高校生以上）	600円	800円
	子供（小・中学生）	100円	変更なし
	教職員の引率がある学生（高校生以上）	300円	400円
年間パスポート	大人（高校生以上）	2,500円	変更なし
	子供（小・中学生）	700円	変更なし
	横浜市内在住の65歳以上	700円	2,000円

駐車場料金

種別	単位	現行料金	改定後料金
乗用車、その他小型車	入場から2時間まで	500円	1,000円
	2時間を超えた場合、30分毎	100円	200円
	1日の上限額	1,000円	上限なし

バスの駐車場料金は、従来どおり1台1回1,000円です。

■その他改定内容

割引サービスの一部廃止

- ・「回数券」「前売券」は、2023年6月30日をもって販売を終了します。ご購入済の券は今後ご利用可能です。
- ・小中高校生を対象とした「第2・4土曜日入園料無料サービス」は、2023年9月30日をもって終了します。

休園日の改定

- ・庭園整備のため、2023年12月より毎年12月26日～31日を休園日とさせていただきます。年始は従来どおり、毎年1月1日から開園します。

■施設価値向上に向けた主な取り組み

項目	内容
桜・紅葉ライトアップの充実	LED電球への切り替え、エリア拡大
ウェブサイトの改修	花・美術品・建造物等情報発信の強化
Wi-Fiサービスの拡充	エリア拡大
南門トイレの改修	ユニバーサルデザインへ仕様変更
ロッカーの交換	新品へ交換
庭園整備	正門桂垣の改修工事、大池護岸の修理工事、案内板の交換等
文化財建造物の保存修理	2020年9月～2023年12月予定：旧東慶寺仏殿 2022年10月～2024年3月予定：月華殿

◆三溪園について

三溪園は生糸貿易により財を成した実業家・原三溪によって創られ、1906年(明治39)5月1日に一般公開されました。約17.5ha(東京ドーム約3.7個分)に及ぶ園内には、廃仏毀釈などによる荒廃から守るため、京都や鎌倉などから移築された歴史的価値の高い建造物が巧みに配置されており、古建築と自然が調和した四季折々の景色が楽しめる日本庭園です。開園当初は「遊覧御随意」を掲げ外苑を24時間無料開放するなど、「美しいものはみんなで一緒に楽しむもの」という原三溪の想いが反映されています。原三溪の存命中は新進芸術家の育成と支援の場ともなり、横山大観、下村観山、前田青邨らを輩出するなど、日本美術への貢献も評価されています。戦災により大きな被害をうけ、1953年(昭和28)に原家から横浜市に譲渡されるのを機に財団法人三溪園保勝会が設立され、現在に至ります。2007年(平成19)には国の名勝に指定され、現在園内にある17棟の古建築のうち10棟が重要文化財、3棟が横浜市指定有形文化財に指定されています。

◆原三溪について

原 三溪(本名 富太郎) <1868年(慶応4) -1939年(昭和14)>

岐阜県厚見郡佐波村(現在の岐阜県岐阜市柳津町)で代々に渡り、庄屋をつとめた青木家の長男として生まれる。幼少の頃から絵・漢学・詩文を学び、1885年(明治18)東京専門学校(現在の早稲田大学)に入学、政治・法律を学ぶ。1888年(明治21)頃に跡見学校の助教師になり、1891年(明治24)、原善三郎の孫娘、屋寿と結婚し原家に入籍。原家の家業を継ぐと、経営の近代化と国際化に力を入れ、実業家として成功を収める。住まいを本牧三之谷・三溪園へ移すと古建築の移築を開始し、1906年(明治39)三溪園を無料開園。1923年(大正12)の関東大震災後は、荒廃した横浜の復興に力を注ぐ。三溪自身も書画をたしなみ、その作品の一部は、園内の三溪記念館に収蔵されている。

施設概要

施設名	三溪園(さんけいえん)
運営	公益財団法人三溪園保勝会
所在地	〒231-0824 神奈川県横浜市中区本牧三之谷 58-1
連絡先	TEL: 045-621-0635
公式HP	www.sankeien.or.jp
Instagram	www.instagram.com/sankeien_garden
Twitter	twitter.com/HSankeien
開園時間	9:00~17:00(最終入園 16:30) 観蓮会期間中は7:00開園
休園日	12月26日~31日
アクセス	JR根岸線根岸駅から市営バスで10分「本牧」下車、徒歩10分 横浜駅東口から市営バスで40分「三溪園入口」下車、徒歩5分



本リリースに関する報道関係者からのお問合せ

公益財団法人三溪園保勝会 事業課 広報担当 岩本・加藤

TEL: 045-621-0635 / FAX: 045-621-6343

MAIL: iwamoto@sankeien.or.jp

**戸塚区・西区・中区・瀬谷区の
連合町内会長及び自治会長・町内会長の皆様**

崖地の現地調査について（情報提供）

本市では、平成 25 年度までに、神奈川県が指定した土砂災害警戒区域^{※1}（イエローゾーン）に基づき、崖地の現地調査を行い、即時避難指示対象区域（土砂災害警戒情報^{※2}の発表時に「避難指示」を発令する区域）を設定しました。

その後、令和 3 年度までに、神奈川県が、土砂災害警戒区域等（イエローゾーン及びレッドゾーン）の区域の変更を行ったため、改めて崖地の現地調査を実施し、即時避難指示対象区域に該当するかどうかの確認を行います。

今回の調査にあたり、崖地近隣にお住まいの皆様のお庭等に立ち入りさせていただく場合があります。

その際は、必ず調査前にお宅に調査員が伺い、調査のご説明と承諾をとって進めますので、ご承知おきください。

<注釈>

※1 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

傾斜度 30 度以上かつ高さ 5 m 以上の崖地があり、崖崩れが発生するおそれのある区域を神奈川県が指定。

※2 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報

1 令和 5 年度 調査場所

戸塚区・西区・中区・瀬谷区 （4 区合計 約 430 箇所）

2 調査期間及び時間

調査期間：令和 5 年 8 月中旬から令和 6 年 2 月末（予定）

調査時間：平日 9 時から 17 時のうち、数時間を予定しています。（1 箇所あたり）

3 調査方法

調査員が調査対象の崖地について測量機器を用いて測定を行います。また状況に応じて崖地や崖地に近接する建築物について、写真撮影を行います。



4 調査者

調査は、横浜市の委託業者が行います。その際は、横浜市の委託業者である旨を記載した腕章を着用し、身分証明書を携帯しております。



腕章の例

5 地元への周知について

調査対象箇所にお住まいの方には、崖地調査の実施案内を直接ポスティングし、調査実施の周知を行います。

<調査計画（参考）>

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	合計
箇所	377箇所	391箇所	430箇所	600箇所	600箇所	2,398箇所
区	南・磯子 保土ヶ谷	栄・金沢 港南・港北	戸塚・西 中・瀬谷	泉・旭 緑・鶴見	神奈川 青葉・都筑	18区

<土砂災害警戒区域等の位置の確認について（参考）>

○神奈川県土砂災害情報ポータル（神奈川県ホームページ）

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

◆お問合せ先

横浜市 建築局 建築防災課 かけ防災担当

担 当 高橋、岩崎、安藤

連 絡 先 045-671-2948

<平日：8時45分～17時15分（12時～13時を除く）>

介護で燃えつきないために

大切な人を介護するあなた自身も、大切な人です。

介護に携わる方の心のセルフケアやバーンアウトを防ぐためのポイントについて、臨床心理士よりお話しします。
一緒に学んでみませんか？

日時

令和5年 **9月20日** (水)
14:00～16:00 (開場13:30)

会場

中区役所 7階会議室

対象

介護しているご家族
支援者の方 先着80名

講師

水澤 都加佐 氏

Healing & Recovery Institute (HRI) 所長
うつに関すること、燃えつき、怒りのコントロール等について、カウンセリングやセミナーを開催。

著書：「仕事で燃えつきないために」
「悲しみにおしつぶされないために」
(大月書店) など多数



申込

二次元コード もしくは 電話
8月21日 (月) より受付開始



令和5年7月19日

自治会町内会長 各位

中区高齢・障害支援課長 岩崎 雄介

「介護者セミナー」チラシの掲出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、中区では、認知症の方とその家族が安心して地域で生活するための支援を実施しております。今年度は、認知症等の方を介護されている介護者及び支援者に対して、セルフケアについて学ぶことを目的にセミナーを実施することとなりました。

つきましては、当該セミナーのチラシについて、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

1 掲出チラシ

介護者セミナー「介護で燃えつきないために」チラシ

2 イベント概要

日時 令和5年9月20日（水） 14時～16時（入場開始13時30分）

場所 中区役所 7階会議室

内容 介護に携わる方の心のセルフケアや
バーンアウト（燃えつき症候群）を防ぐためのポイントについて

講師 臨床心理士 水澤 都加佐 氏

Healing & Recovery Institute (HRI) 所長

神奈川県立精神医療センターせりがや病院（現精神医療センター）

心理相談科長等歴任

対象 介護をしている家族、支援者 80名（先着順・要申込）

※申し込み方法はチラシを参照ください（8月21日より受付開始）

3 掲出期間

令和5年8月1日（火）～9月19日（火）

4 送付書類

介護者セミナー「介護で燃えつきないために」チラシ（A4）

担当 中区役所高齢・障害支援課 楠本・武笠

電話 045-224-8167

FAX 045-224-8159

なかく しょうがくせい
中区の小学生～
こうこうせい など
高校生等のみなさん

なつやすみ
夏休みの
じゅうけんきゅう
自由研究にも！

にんちしょう まな
認知症を学んで



おうぼ
ロゴマークを応募しよう！

なかく にんちしょう ひと なかく
中区では「認知症の人にもやさしいまち」をイメージした、中区の
ぼしゅう にんちしょう
ロゴマークデザインを募集します。認知症サポーターになって、デザイン
つく にんちしょう ひと みまも みせ にんちしょう
を作ってみませんか？ロゴマークは、認知症の人を見守るお店や、認知症
りかい ぶか かつどう つか
へ理解を深める活動やイベントで使われます。

ぼしゅうきかん げつ きん ひつちやく
募集期間：7月10日（月）～ 9月15日（金）必着

たいしょう にんちしょう ようせいこうざ じゅこうす じゅこうよてい
対象：認知症サポーター養成講座を受講済みまたは受講予定の
なかくざいじゅう ざいがく しょうがくせい こうこうせいなど どうがくねんれいがない ひと
中区在住・在学の小学生～高校生等・同学年齢内の人

おうぼほうほう かき にじげん なかく ぼしゅうようりょう かくにん
応募方法：下記の二次元コードまたは中区HPから募集要領を確認
し、下記の宛先まで郵送または持参してください

にんちしょう ようせいこうざ
認知症サポーター養成講座
のお知らせ

にちじ がつ にち すい じ
日時：8月2日（水）14時～15時

たいしょう おも しょうがくせい こうこうせい など おとな どうはんか
対象：主に小学生～高校生等（大人同伴可）

ばしょ なかくやくしょ かい かいぎしつ
場所：中区役所 7階会議室

もうしこみ うき ほかに について きぼう ばあい
申込：右記まで *他の日程を希望する場合は、
うき にじげん かくにん
右記二次元コードからご確認ください

にんちしょう ただ ちしき にんちしょう ひと
認知症の正しい知識や認知症の人
かか かつ ちいき
との関わり方が学べます。地域・
がっこう かいあい
学校などでも開催しています

11 住み続けられる
まちづくりを



こうほ えら かつた
候補に選ばれた方には
すてき
素敵なプレゼントがあります

と さき
■ 問い合わせ先 ■
〒231-0021
中区大通 35 番地
なかく こうれい しょうがいしえんか
中区 高齢・障害支援課
こうれいしやしえんだんとう
高齢者支援担当



TEL : 045 (224) 8167
FAX : 045 (224) 8159

令和5年7月19日

自治会町内会長 各位

中区高齢・障害支援課長 岩崎 雄介

「アクティブシニアフェスタ」チラシの掲出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、中区では、高齢者の方々が健康を維持し、いきいきと過ごしていくために、フレイル予防の普及啓発を実施しております。今年度は、講演会をはじめ体力測定やカラー診断など、健康でいるための秘訣を盛り込んだプログラムを、フェスタとして開催することとなりました。

つきましては、当該フェスタのチラシについて、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

1 掲出チラシ

介護予防イベント「アクティブシニアフェスタ」チラシ

2 イベント概要

日時 令和5年10月4日（水）

12時30分～15時30分（入場開始12時15分）

場所 横浜市技能文化会館 2階

内容 アクティブシニアフェスタ（講演会、パーソナルカラー診断、
フレイルチェック体力測定、スマホミニ相談会）

（講演会について）

テーマ 「わたしの“こころ”の整え方」

講師 川野泰周氏（臨済宗建長寺派 林香寺住職、
RESM新横浜 睡眠・呼吸メディカルケアクリニック副院長）

対象 中区在住の65歳以上の方優先 100名（要申込・入場無料）

※申し込み方法はチラシを参照ください。（8月31日より受付開始）

3 掲出期間

令和5年8月1日（火）～9月27日（水）

4 送付書類

アクティブシニアフェスタチラシ（A4）

担当 中区役所高齢・障害支援課 前原・野尻

電話 045-224-8167

FAX 045-224-8159

アクティブ シニア フェスタ



自分らしく歳を重ねて、
いつまでも健康に
過ごそう！



令和5年

10月4日(水)

横浜市技能文化会館

横浜市中区万代町 2-4-7



会場の地図は
コチラ！



■ 講演会

14:00~15:30

「わたしの“こころ”の調べ方」 ととの

講師：川野泰周(林香寺住職・精神科医)

■ パーソナルカラー診断



あなたの良さを引き出す色は？

第1回

12:30~13:10

第2回

13:10~13:50

● 講演会とパーソナルカラー診断のお申し込み
お申し込み期間：8月31日(水)~9月27日(水)

電話：045-224-8167 FAX：045-224-8159

※講演会にお申し込みの方のみ、カラー診断にもお申し込みできます。
また応募者多数の場合は、ご希望に添えない場合もございます。

お申し込みは
コチラから！



■ 体力測定会

12:30~

※お申し込み不要(13:30受付終了)

■ スマホミニ相談会

12:30~

※お申し込み不要(13:30受付終了)



横浜市中福祉保健センター 高齢・障害支援課 介護予防事業担当

令和5年7月19日

自治会町内会長 各位

中区福祉保健課長 藤本 剛

中区民生委員児童委員協議会広報誌「中区民児協だより第16号」の
掲示板掲出について（依頼）

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、民生委員・児童委員の活動について御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、この度「中区民児協だより第16号」を発行いたしました。

一斉改選時の写真の他、民生委員の活動（第一中部、第四北部、第二、主任児童委員）の紹介、区会長から一言等が掲載されています。

さらに、1面の二次元コードを読み取っていただくと中面の記事及びその他区の広報等をご覧いただける作りとなっております。

つきましては、地域の皆様に民生委員・児童委員の活動について御理解と御協力をいただくため、1面の掲示板掲出をお願いいたします。

なお、冊子追加希望がありましたら中区福祉保健課運営企画係担当（224-8151）までお問合せいただきますようお願いいたします。

【送付物】 中区民児協だより 第16号（掲示板数+1部送付しております。）

【掲出期間】 8月31日（木）まで



担当 中区民生委員児童委員協議会事務局
(中区福祉保健課運営企画係)

中尾・有川

TEL : 224-8151 / FAX : 224-8157

(※こちらの面を掲載ください。)

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

中区 福祉保健課長 藤本 剛

令和5年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

日頃から、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦及び活動へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年につきましては、欠員となっている地区の補充及び増員地区の候補者の推薦（7月・12月委嘱）について、各自治会町内会長の皆様のご協力をお願いいたします。

1 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区(福祉保健課)への提出

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
年齢要件	◆新任 74歳まで (昭和23年4月2日以降出生) ◆再任・元職 74歳まで (昭和23年4月2日以降出生)	◆新任 58歳まで (昭和39年4月2日以降出生) ◆再任・元職 64歳まで (昭和33年4月2日以降出生)
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要 ・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要 ・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
開催時期	令和5年7月～9月上旬	
書類の作成	ア 「民生委員・児童委員候補者履歴書」 「主任児童委員候補者履歴書」 イ 「地区・連合地区推薦準備会会議録」 ウ 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」 ※アは候補者の方が作成、イ及びウは自治会町内会及び地区連合町内会の方が作成をお願いします。	
区への提出	9月12日（火） ※推薦依頼については、7月1日時点で欠員が生じている地区及び増員予定地区の各地区連合町内会長及び自治会町内会長あてに御案内させていただきます	

裏面あり

2 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資格要件（資料4「資格要件と推薦手続」）をご確認ください。
- (2) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、御留意ください。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について御説明いただくことやご質問等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須でお願いします。

3 ポスター等について

新たに候補者となる方へお渡しいただく等、よろしければご活用ください。

	主な掲載内容
リーフレット (資料5)	働きながら活動している、市内の民生委員・児童委員及び主任児童委員の方のインタビュー等を掲載
紹介用チラシ (資料6)	日ごろの活動内容、活動費や会費負担、民生委員児童委員協議会・行政との関係など、新たに候補者となる方に向けたご説明

※リーフレット及び紹介用チラシは欠員補充依頼時に改めて資料番号のないものを送付します。

4 添付資料

- 資料1 令和5年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 役割と活動
- 資料4 資格要件と推薦手続
- 資料5 リーフレット
- 資料6 紹介用チラシ

担当：中区 福祉保健課 運営企画係
中尾・有川

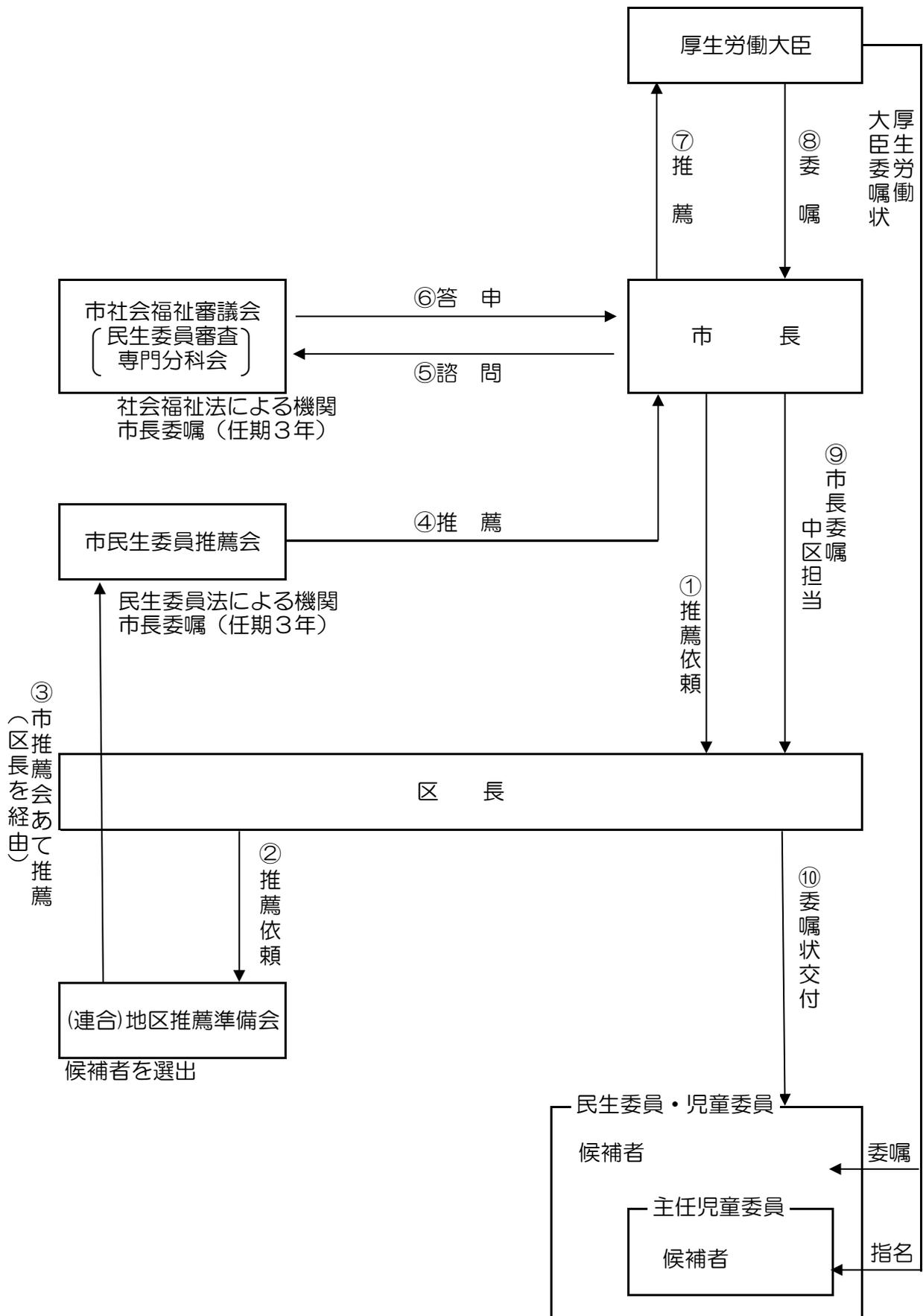
TEL：224-8151

FAX：224-8157

令和5年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和5年7月1日付け委嘱	令和5年12月1日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和5年 7月 1日から 令和7年11月30日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和5年12月 1日から 令和7年11月30日まで
2月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
下旬			
3月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5月	上旬	区より市推薦会に候補者内申 市推薦会、市審査会開催	
	中旬		
	下旬		
6月	上旬	厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
7月	上旬	令和5年7月1日付け委嘱	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		
	下旬		
8月	上旬		連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
9月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10月	上旬	区より市推薦会に候補者内申 市推薦会、市審査会開催	
	中旬		
	下旬		
11月	上旬	厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
12月	上旬	令和5年12月1日付け委嘱	
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手續図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約 4,000 人の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約 500 人の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】 年間 64,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるため、年間 64,200 円（1 か月あたり 5,350 円）の活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給しています。

【会費の負担】 年間 9,500 円（市民児協7,500円、区社協2,000円）（令和 4 年度）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っているおり、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件		
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3年 令和7(2025)年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願ひ」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

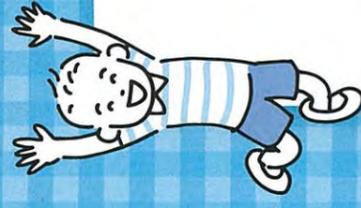
候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

民生委員・児童委員

～様々な世代の方が地域で活動しています～



民生委員・児童委員とは

それぞれ担当する区域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ「つなぎ役」としての役割を担っています。民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアです。任期は3年で、再任できます。住民の個別の相談を受けるため、民生委員は守秘義務があります。



主任児童委員とは

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもたちの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。



資料 5

横浜市内で、約4,500名の方が活動しています。
あなたの仕事や子育ての経験を生かして、
一緒に活動しませんか？



一緒に活動しましょう

地域の身近な相談相手として、「民生委員・児童委員」は必要な支援を行っています。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために活動を続ける「民生委員・児童委員」について知ってください。

私たちは日ごろ自治会・町内会、地域ケアプラザや社会福祉協議会などと一緒に活動していますが、研修やサポートなどさらに活動しやすい環境づくりを進めています。「仕事のため平日の活動は難しい」「子育てや介護に忙しい」方も、ぜひ一緒に第一歩を踏み出してみましょう。



横浜市民生委員
児童委員協議会
会長 宮田 光明



見守り活動



地域ケアプラザでの相談支援



活動の様子

横浜市 民生委員児童委員

検索

様々な研修を実施

子どもを守り育て、地域で生きていくために
～主任児童委員の基本的な役割、地域での役割について～

1. 日 時 令和5年11月29日(日)
2. 対象者 民生委員・児童委員
3. 場 所 横浜市民生委員児童委員協議会
4. 内 容 民生委員・児童委員の役割、地域での活動方法、相談支援の方法、地域ケアプラザの活用方法、地域での活動の重要性について
5. 内 容 民生委員・児童委員の役割、地域での活動方法、相談支援の方法、地域ケアプラザの活用方法、地域での活動の重要性について
6. 申込 〃

〒220-8501 横浜市青葉区青葉5-1-1 横浜市民生委員児童委員協議会
TEL 045-664-3622 FAX 045-664-3622
E-MAIL ymcc@ymcc.jp

※お住まいの地域の民生委員・児童委員については、各区役所福祉保健課にお問い合わせください。

各区民生委員児童委員協議会事務局（区役所福祉保健課）

鶴見区	☎510-1791	保土ヶ谷区	☎334-6311	青葉区	☎978-2433
神奈川區	☎411-7132	旭区	☎954-6101	都筑区	☎948-2341
西区	☎320-8436	磯子区	☎750-2411	戸塚区	☎866-8418
中区	☎224-8151	金沢区	☎788-7820	栄区	☎894-6963
南区	☎341-1181	港北区	☎540-2339	泉区	☎800-2401
港南区	☎847-8432	緑区	☎930-2328	瀬谷区	☎367-5710

横浜市民生委員児童委員協議会事務局
横浜市中区桜木町1-1 横浜市民生委員協議会センター内
TEL 045-201-8618
FAX 045-201-1620

横浜市健康福祉局地域支援課
横浜市中区本町6-50-10
TEL 045-671-4046
FAX 045-664-3622
発行 令和4年2月

働きながら、活動している3名の方に話を聞きました。

※ 任期は令和4年2月時点



白石 喜明さん (磯子区 会社員)
1期目(3年目)



相馬 奈美子さん (瀬谷区 学校事務)
1期目(3年目)



蒲谷 昌子さん (保土ヶ谷区 美容師)
2期目(4年目)

民生委員 児童委員

週5日フルタイム勤務、土日休み

Q 民生委員になっただけは?

A 顔見知りの自治会長から声をかけられたのがきっかけです。平日の日中も活動ができる自治会長から「何かあればフォローする」と話があり、地域のバックアップがあれば活動ができると思い承諾しました。

Q どのような活動をしていますか?

A 月初めの休日に2時間程度かけて、地域を回っています。見守り対象者の自宅を一軒一軒訪ね、玄関先で少し話をしています。



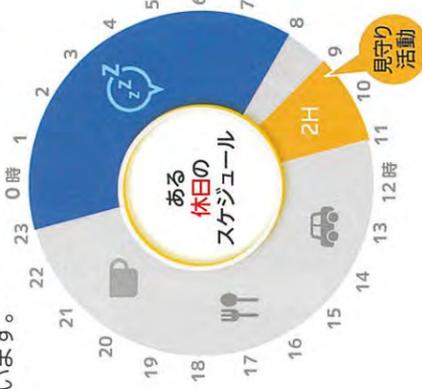
地域のイベントで地域の方々と交流

コロナ禍においては、直接会えないので、ネットで見つけたトピック(例えば、特殊詐欺への注意など)に自分の顔写真や連絡先、コメントを添えたチラシを自作し、ポストに投函しています。チラシは、平日夜や仕事の合間に作成しています。

地区の方々には、平日は働いていて、活動が難しいことは理解していただいています。

Q 地域活動をするこへの不安は?

A 既に消防団に参加しており、地域に仲間がいるので地域活動に対する不安はありませんでした。また、現在の地域に今後も住み続けたいので、何か貢献できないかと思っています。



週5日フルタイム勤務、土日休み(ただし、隔週で土曜日の午前中勤務あり)

Q 民生委員になっただけは?

A 最初の地域活動は、輪番制の自治会活動で、その後、自治会の役員を務めていました。地区の民生委員が退任することになり、声がかかりました。その時はまだ、民生委員の活動については詳しく知りませんでしたが、地域に恩返しができたらと思い引き受けました。

Q どのような活動をしていますか?

A 月1回、地区で民生委員の定例会があります。平日に行われるため、なるべく仕事を調整して、参加するようにしています。

見守り活動は、休日に月1・2回、2時間程度、受け持つ地域の世帯を訪問し、自宅に戻ってきても、その記録をしています(自分のためのちょとしたメモです)。

また、研修会等があり、日程が合えば参加するようにしています。

Q 他の民生委員と連絡を取り合うことはありますか?

A 地区の民生委員間でグループラインがあり、定例会がない時でも、悩み事などお互いに相談しています。自分が知らない情報などを教えていただくこともあり、活動する上でとても助かっています。



書類作成・活動記録など

Q 主任児童委員になっただけは?

A 子ども会の会長をしていた際に、自治会長から声をかけられたのがきっかけです。主任児童委員について説明を受ける中で、仕事をしていても大丈夫と伺い、引き受けすることにしました。

Q ご家族の反応は?

A 夫は地域で何かやりたいという気持ちがあり消防団に入っているので、地域活動に対して理解があります。子どもも子ども会に小さい時から参加していたので、違和感がないようです。

Q どのような活動をしていますか?

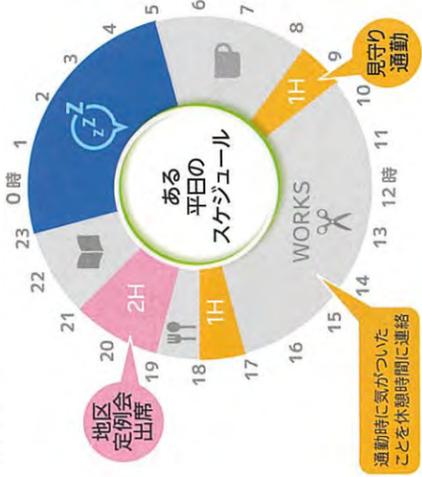
A 月1回、地区で民生委員の定例会があります。地域の会議は、自治会・町内会役員の方からも情報を得ることができ、貴重な機会です。

主に平日に活動しており、出勤・帰宅途中に子ども様を見て気づいたことを小学校や中学校等に連絡するようになっています。連絡は、仕事が休みの平日や仕事の合間、帰宅後などにしています。また、休日にも地域の方から子育てなどの相談をメール等で受けることもあります。



区役所で打合せ

その他にも、週1回朝の通学時間帯に、小学生の登校見守り活動に参加しています。



通勤時に気づいたことを休憩時間に連絡

その他の民生委員・児童委員の方に よかったことを聞いてみました。

近所を歩いている時挨拶をされたり、相談いただいた方からお礼を言われた時はうれしいし、やりがいを感じます。



活動を通じて、地域の方々とのつながりをもつことができました。また、新たな出会いもあり、人脈が広がります。

地域の子どもの成長していく姿が、頼もしくも喜ばしくもあります。

研修は個人では行けない施設の見学や普段聞くことができない話があり、自己啓発につながります。また、家族が同じような悩みで困った際に、知識があり助かります。

活動は、自分のペースで。新しい発見もあるかもしれません。明るく、楽しく活動しましょう!



横浜市民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジャー」

自治会町内会の皆様から地域の方へお声がけいただく際にご活用ください。



民生委員・児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています

日ごろの活動

- 見守り** 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け
- 相談・情報提供** 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します
- 地域のつなぎ役** 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます
- 交流の場づくり** 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています
- 行政の業務への協力** 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています



見守り活動



地域ケアプラザでの相談支援

活動の様子



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は
役割ではありません

- ×身の回りの世話を
してほしい
- ×お金を貸してほしい
- ×子供を預かってほしい
- ×保証人になってほしい
- ×救急車へ同乗してほしい

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等を行っています
- 定例会や知識習得やスキル向上の研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 64,200円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるため、年間 64,200円(1か月あたり 5,350円)の活動費を、区役所から年2回に分けて支給しています。

<会費のご負担> 年間 9,500円（市民児協 7,500円、区社協 2,000円）(令和4年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

リーフレット

働きながら活動している、市内の民生委員・児童委員及び主任児童委員の方のインタビュー等を掲載しています。横浜市のホームページでもダウンロードできますので、ご覧ください。（検索：横浜市 民生委員）



担 当: 中区役所福祉保健課運営企画係 中尾・有川
連絡先: 045-224-8151

事前予約不要

申請を迷っている方もぜひ、お越してください!!



マイナンバーカード申請相談会

中区内の地区センターにて

マイナンバーカード申請や受け取りの相談をお受けします!

相談会 3つのポイント



- ・混雑により、整理券等で受付人数を制限させていただく場合があります。
- ・その場でマイナンバーカードは発行できません。
- ・二次元コード付申請書をお持ちいただくとよりスムーズです。
- ・公共交通機関でお越しください。

ポイント

1

ご自身やご家族などのマイナンバーカード申請や、カード受取手続きについて、質問やご相談を承ります。

- ・高齢の親のカード申請はどうしたらいいの?
- ・代理で、カードの受取はできる?
- ・カード受取の際、用意する書類はどんなもの?



ポイント

2

活用方法・セキュリティに関する『ミニ講座』を開催します。

- ・マイナンバーカードって、なんだか不安・・・
- ・どんな場面で使えるの?

ポイント

3

無料で顔写真撮影します。



写真撮影にお困りの方も
お越しください!

▶会場一覧 ※会場によって相談会開催日が異なります。

その場でマイナンバーカードは発行できません。申請書をポストに投函後、1か月半から2か月程度で区役所から受取のご案内（はがき）が届きます。はがきの案内に沿ってお受け取りください。受け取り場所は、マイナンバーカード特設センター、またはお住まいの区の区役所となります。

地区センター	実施日	相談会		講座			
		実施時間	場所	開始時刻		場所	
本牧	9月17日(日)	月曜日 10:00~18:00	小会議室	13:15~	14:00~	中会議室	
	9月18日(月・祝)			13:15~	14:00~		
野毛	9月17日(日)		日曜日・祝日 10:00~16:00	集会室	13:15~	14:00~	集会室
	9月18日(月・祝)			集会室 工芸室	10:15~	11:00~	
竹之丸	9月24日(日)		ロビー	13:15~	14:00~	ロビー	
	9月25日(月)			13:15~	14:00~		

《相談会に関するお問い合わせはこちら》

横浜市マイナンバーカード専用ダイヤル

TEL:0120-321-590 平日 8:30~20:00 土日祝 9:00~17:30

他区の地区センターのスケジュールについては、ホームページをご確認ください。

【主催】横浜市役所 市民局窓ロサービス課
(横浜市中央区本町6-50-10)

【受託者】東武トップツアーズ株式会社



令和5年7月

自治会・町内会長各位

地域振興課長 木村 友之

中区って「イイネ！」フォトコンテスト 2023 ポスター掲出について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年に引き続き「中区って『イイネ！』フォトコンテスト 2023」を開催します。中区内の“私だけが知っている”“地元の私だから知っている”私のまち「中区の魅力」を、エピソードを添えて募集します。

つきましては、フォトコンテスト開催を広く区民に周知し、多くの方にご応募いただくため、次のとおり、自治会、町内会の掲示板へのポスターの掲出をお願いいたします。

1 掲出希望期間

ポスター到着から令和6年1月26日（金）まで

2 掲出希望内容

ポスター（A4版）2枚

※掲示板にゆとりがある場合は表裏の掲出をお願いします。

3 ポスターのイメージ



表面（掲出する面）



裏面

（掲示板にゆとりがある場合は掲出ください）

【お問い合わせ先】

地域振興課 工藤、塚越

TEL:045-224-8132

Email: na-chikatsu@city.yokohama.jp



中区^{って}
「イイネ！」
フォトコンテスト2023

募集期間 令和5年 7月10日 月 ~ 令和6年 1月26日 金



特別サポーター
横山剣 (クレイジーケンバンド)



掲載されている写真は、2022年度の応募作品です。

主催：中区役所

お問い合わせ先

中区役所地域振興課 (平日 9:00~17:00)

☎045-224-8132 FAX 045-224-8215

✉na-chikatsu@city.yokohama.jp



コンテストホームページ

中区って「イイネ！」フォトコンテスト 2023

応募期間 令和5年7月10日(月)～令和6年1月26日(金)

応募資格 中区にお住まいの方、お勤めの方、通学している方、愛着のある方

募集作品

- ・応募は1人1点までとします。
- ・中区内で、応募者本人が2023年1月1日以降に撮影した未発表の作品で、他に発表する予定のない写真であること。
- ・加工・合成等の画像処理を施していない作品であること。
- ・その他、下記の「注意事項」をご確認ください。

応募部門 (1) 小学生以下部門 (2) 中高生部門 (3) 一般部門

応募方法

応募
ページ
から応募

① 公式ページに
アクセス

https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/iinephotocon.html



中区って「イイネ！」フォトコンテスト

② 応募ボタンを
クリック

公式ページの中にある「こちらから応募」のボタンをクリックして、応募ページに進んでください。

③ 必要事項の記入、
写真を
アップロード

説明に沿って、必要事項(応募者の情報・写真の情報)を入力し、作品の画像をアップロードしてください。(アップロードできるデータの上限は10MBです。)

※ 応募フォームに記入した内容やアップロードした作品は、応募期間内であれば「マイページ」より修正・差し替えが可能です。

団体
で応募

専用の応募用紙がありますので、主催宛にお問い合わせください。(表面下)

※ この応募方法による応募は教育機関等に限りません。

賞

【部門賞】金賞、銀賞、銅賞、佳作 【その他】特別賞等を予定

審査について

写真の撮影技術よりも、人の取組が見える「活動」、中区らしさを感じられる「風景」を審査基準とし、エピソードを含めた写真の内容を審査します。

表彰式

中区って「イイネ！」フォトコンテスト2023 入賞者表彰式(予定)
日時: 令和6年3月22日(金) 午後 会場: 横浜市役所アトリウム

【注意事項】

- 1 応募者本人が撮影したものに限りません。
- 2 一般の方が立ち入り禁止となっている区域、危険な場所等から撮影しないでください。なお、撮影中などの事故について、主催者は一切の責任を負わないものとします。
- 3 応募作品のエピソード欄等へ氏名、住所といった個人を特定できる情報の記載はご遠慮ください。
- 4 人物や店舗等を撮影する場合は、ご本人・店舗への了解を必ず得てください。
- 5 合成や変形など事実を改変する画像加工は不可とします。(軽度の色修正や露出補正は可能)
- 6 応募作品は、他のコンテストに同一または類似作品が応募中及び応募予定ではないこと。また過去にコンテスト等で入賞していないものに限りません。
- 7 応募作品の著作権は撮影者の方に帰属します。
- 8 受賞作品については、主催者が無償使用する権利を保有し、これに対して応募者は著作者人格権に基づく権利を行使しないものとします。また、利用時の画像加工についても許諾するものとします。
- 9 中区は、審査終了後に応募作品を保存する義務を負いません。
- 10 応募作品に関し、第三者からの権利侵害や損害賠償などの苦情・異議申し立てがあった場合、応募者及び被写体が何らかの被害を被った場合でも、中区は一切の責任を負いません。
- 11 応募された写真を使用したことによって他人の権利を侵害し、それを理由に中区が損害を被った場合には、中区に対して応募者はその損害を填補することとなります。



2022年度 小中学生部門金賞
《本牧の光の入り口》



2022年度 一般部門金賞
《雪の中区役所別館》